

# 農林金融

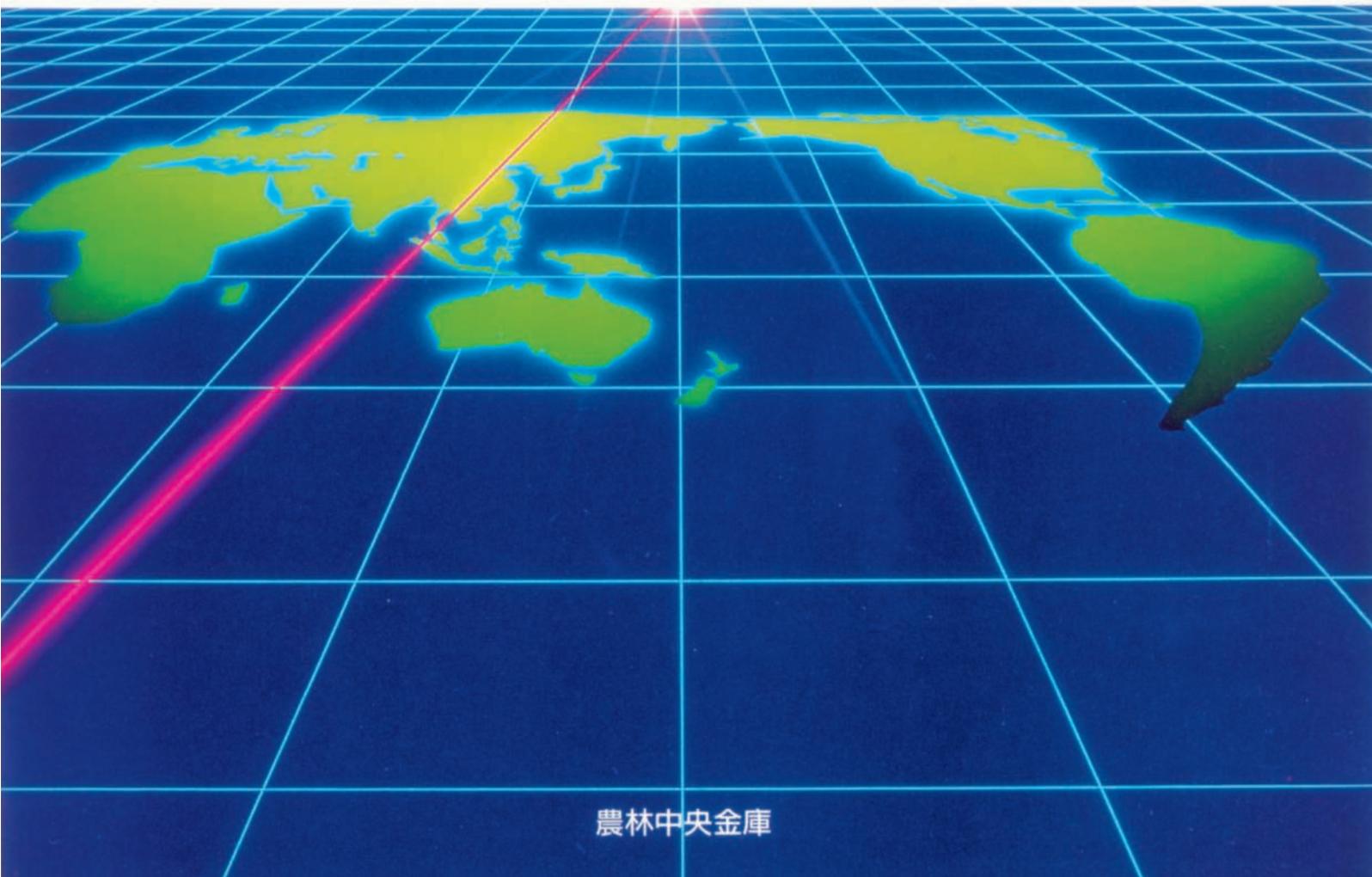
THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010 **5** MAY

## 農協と地域の農業

農地の有効利用と農協の役割

農協農業貸出伸長の今日的意義と課題



## 今月の窓

### 農業は「地域農業」として確立すべきである

農業は「地域農業」として確立すべきである。とくに土地利用型農業であればそれは自明の理であろう。水利の調整，水路の管理，土地利用の調整，農道・畦畔の整備はもとより，ブランド化を狙った生産技術の統一，関連施設の共同利用，販売面での共同など地域で協同して取り組むべき課題は多い。かつてはこれらに加えて地域ぐるみの共同作業もあったが，機械化の進展によりそのような共同作業は地域から家族へ，家族から個人へと変わり，最近はその個人作業ですら作業委託により他者に依存する農家も増えている。

一方，機械化の進展で家族経営でも30ha程度の経営は可能になった。精米施設等を自前で装備する農業法人も少なくない。販売面でも特定需要者との契約取引やインターネットを利用した消費者への直接販売などによって自力で販売している例もみられる。大規模化や販売方法の革新により大規模農家は協同に頼らずとも個人の力量で経営を拡大・発展することが可能であることを知った。

しかし，現場の声は必ずしも「地域農業」を否定するものではない。八郎潟の大規模農家は，近隣農家の撤退による規模拡大は望まないという。孤立した形で大規模経営を続けることには耐えられないという。同じように頑張っている仲間がいるから自分も頑張れると語っている。また，北陸のある農業法人は，地域に兼業農家が存在するから水路や畦畔の整備も一緒にできる，彼らがいなければ地域の農業は成り立たないといい，零細農家と大規模農家を対立関係でのみとらえる見方は極めて一面的であると語る。

いまひとつ留意しておきたいことは，大規模経営の安定性と永続性についてである。雇用労働を取り入れている農業法人であっても経営の実質は家族経営であるところが多い。いわゆる株式会社経営とは異なる。農業の特殊性を鑑みても家族経営がなじむように思われる。それゆえに経営の永続性については不安もある。経営の承継ということを考えても，初代は自らのビジョンの実現に向けて規模を拡大し今の成功を収めた方々である。しかし，これに次ぐ二代目は親の成功の果実を受け継ぐことになる。自らの新しいビジョンを描ければよいが，親の成果(遺産)を守るために後を継ぐのであれば悩みも多いし，もし地域で孤立した大規模経営であれば孤独感も強いであろう。経営の安定性という面でも，大規模といえども農業であるがゆえにその年の天候や市場の変動に翻弄される。農業法人が経営を多角化させている背景にはこのような農業生産のもつ不安定性がある。

農業は「地域農業」として確立すべきである。地域から遊離した個人農業は大規模経営といえども永続することは難しい。ここでいう地域農業とはかつての零細自作農という同質の農家による協同だけを意味するものではない。多くの農村地域では同質性は薄れ農家は多様化している。経営作目も経営規模も販売方法も異なる。農業に取り組む目的もそれぞれ違ってきている。

これからの地域農業のあり方はそのような多様な農家を結び付けて，さらには地域の消費者や商工業者等をもつないで，新しい価値を生み出すものとなろう。異質の統合こそこれからの地域農業のテーマである。兼業農家と大規模農業法人，委託者と受託者，耕畜連携，食農連携・農商工連携など異質の統合により地域社会の動的な均衡を創り出すことである。

農業は「地域農業」として確立すべきであり，地域に基盤をもつ農協がその中核的なオルガナイザーとして果たすべき役割がそこにある。農協の存在意義がそこにある。

((株)農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳・すずきとしのり)

今月のテーマ

## 農協と地域の農業

今月の窓

農業は「地域農業」として確立すべきである

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳

農地の有効利用と農協の役割

内田多喜生 2

地域社会農業と農協の役割(2)

農協農業貸出伸長の今日的意義と課題

蔦谷栄一 18

談話室

19世紀が生んだロマンチスト, ライファイゼン

酪農学園大学酪農学部教授, 日本協同組合学会会長 村岡範男 34

外国事情

大旱魃下におけるオーストラリア米生産の縮小要因

- マランビジー川流域における灌漑水の割当と水取引 -

平澤明彦 37

情勢

生物多様性の保全で求められる民間参画

- 生物多様性条約と地域における取組み -

寺林暁良 47

本棚

加島 徹 著

『農協の総合的リスクマネジメント 総合農協の経営革新と実践』

農林中央金庫JAバンク統括部 部長代理 加藤 剛 17

統計資料 56

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 農地の有効利用と農協の役割

主任研究員 内田多喜生

## 〔要 旨〕

- 1 ピーク時600万haを超えていた日本の耕地面積は現在460万haとなり、ペースは落ちて  
いるものの農外転用と耕作放棄を主な要因とする減少は続いている。そして、昭和一けた  
世代の農業者のリタイアが進行するなか、農地の減少の歯止めと零細で分散している農地  
の利用構造の改善等を目指し09年農地法等の改正が行われた。
- 2 農地の有効利用の面からみると、農協は地域の零細農家の組織として出発した経緯から、  
個別経営は維持しながらその組織化により効率的な利用を実現することに注力してきた。  
一方、農協が農地利用に直接関与することは制度的な制約から進まなかったが、制度改正  
が進んだ1990年代以降は農地保有合理化事業を通じて賃貸借の仲介等へ取り組むケースが  
増え、さらに、21世紀に入ると農協自らが農地の受け皿組織を設立する動きや受け皿組織  
を育成・支援する動きが強まっている。
- 3 実際に農協が農地の有効利用に取り組んでいる事例をみると、農地保有合理化法人とし  
て農地の利用集積の仲介を担うケースや、利用集積の仲介に加え受け皿としての農協出資  
農業生産法人を組み合わせるケース、さらに、農協が農地の利用集積を行う法人の育成・  
支援に取り組むケースなど、様々な取組みがみられた。
- 4 これらの事例から農地の有効利用に農協が果たす役割は大きく、また、農協と生産者と  
の関係性を維持していく上でも重要な取組みであることが確認される。ただし、地域や農協  
ごとに取組みの濃淡がある現状を踏まえると、地域の担い手の状況、行政等関連機関との  
役割分担等を十分検討した上で進めていく必要があるとみられる。
- 5 世代交代等により農地の所有構造は今後も大きな変化が予想され、農協は多様な手段を  
組み合わせて農地の有効利用に取り組んでいく必要がある。しかし、農協単独での取組  
み、また農地の利用集積だけでは、地域農業の活性化は難しく、農地の有効利用を含むト  
ータルの地域農業振興を行政等関連機関との連携を重視しながら進めていく必要がある  
う。

## 目次

### はじめに

#### 1 耕地面積の推移と09年農地法等の改正の背景

- (1) 耕地面積の長期的推移
- (2) 耕作放棄地と農外転用
- (3) 農地の所有構造の零細性と構造変化
- (4) 09年農地法等の改正

#### 2 農地の有効利用のための農協の取組みの概況

#### 3 個別事例にみる農地の有効利用に果たす農協の役割

- (1) A農協の事例

#### (2) B農協の事例

#### (3) C農協の事例

#### (4) D農協の事例

#### 4 農協の農地の有効利用の取組みの特徴と今後の課題

##### (1) 農地の有効利用における取組みの特徴

##### (2) 行政との緊密な連携

##### (3) 農協の農地の有効利用の取組みにおける今後の課題

### おわりに

## はじめに

農業者の高齢化や後継者不足が進むなかで、農協では、従来から農業生産の基盤である農地の有効利用に取り組んできた。また、09年度には農地法等において農地の確保と有効利用の促進を目的とした制度改革が行われ、農協もさらなる役割を果たすことが求められている。

本稿では、農地法等の改正の背景となった農地の現状と、農地の有効利用に関してのこれまでの農協系統の取組み等を概観するとともに、足元での取組事例をみることで、農地の有効利用における農協の今後の課題等について考えてみたい。

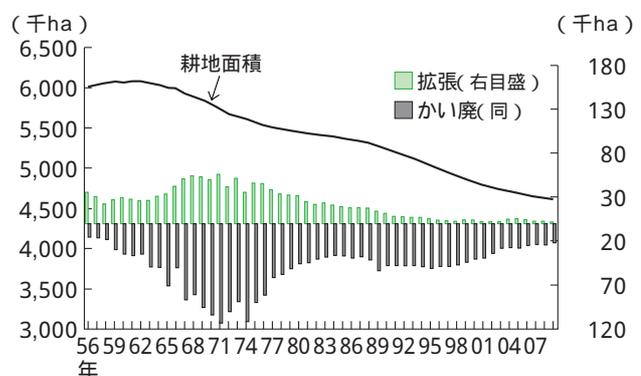
## 1 耕地面積の推移と09年農地法等の改正の背景

### (1) 耕地面積の長期的推移

まず、日本の耕地面積の長期的な推移について、概観しておきたい。

第1図は耕地面積の長期推移を示したものである。1960年代のピーク時には600万haを超えた耕地面積は、現在は460万haまで減少している。

第1図 農地面積と耕地利用率の推移



資料 農林水産省『耕地及び作付面積統計』『平成21年度耕地面積統計』

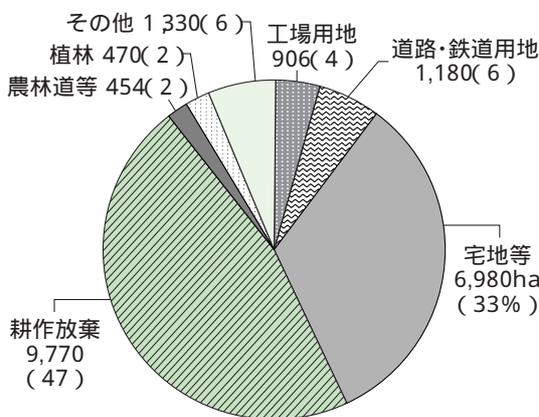
かい廃面積の推移をみると、とくに高度経済成長期末から列島改造ブームがあった70年代半ばにかけては年間10万haを超え(ただしこの時期は拡張面積も5万ha前後に上った)、また、バブル期を挟む80年代後半から90年代にかけても5万ha前後に上っている。そして、2000年以降、かい廃面積は徐々に減少し足元では2万haを下回っているものの、耕地面積の減少そのものには歯止めが掛かっていない。

## (2) 耕作放棄地と農外転用

このように、長期にわたって減少が続く耕地面積であるがその要因はなんであるか。第2図は08年の耕地のかい廃の内訳をみたものである。

人為かい廃面積のうち最も大きいのが耕作放棄で全体の47%を占め、次いで、宅地等への転用33%、道路・鉄道用地6%が続いている。このように耕地面積減少の要因は、農外への転用と耕作放棄で全体の9割を占めている。

第2図 耕地の人為かい廃面積の内訳(08年)



資料 農林水産省『耕地面積統計』

(3) 農地の所有構造の零細性と構造変化  
こうして主として農外転用と耕作放棄により、農地の減少が続く一方で、その所有構造は第1表にみられるように、細分化している。例えば、08年度の田の納税義務者数は463万人もあり、1人当たり所有面積も平均で0.58ha、5.8筆(1反の田を5.8枚)と零細でかつ分散している。

さらに、農地所有者の農業へのかかわり方も徐々に変化している。第3図にみられ

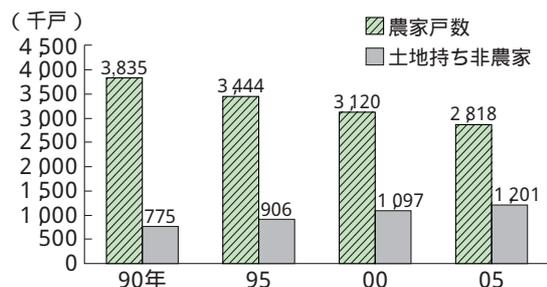
第1表 農地の所有権者数等  
(課税台帳ベースの農地の所有権)

	単位	年度	田	畑
納税義務者数	万人	05 08	507 463	526 523
地積	万ha	05 08	270 267	248 246
筆数	万筆	05 08	2 746 2 647	2 654 2 604
納税義務者1人 当たりの地積	ha	05 08	0 53 0 58	0 47 0 47
1筆当たり面積	ha	05 08	0 10 0 10	0 09 0 09

資料 総務省「固定資産の概要調査」、農林水産省「農地政策をめぐる事情」

- (注)1 「納税義務者数」は法定免税点以上のもの。  
2 「筆数」は、1つの筆が2つ以上の地目(小区分を含む)に該当する場合は、それぞれの区分ごとに1筆として計上している。したがって各区分の合計は延べ筆数である。  
3 「納税義務者数」は、同一の者が2つ以上の地目(小区分を含む)の土地を所有している場合においては、当該各地目ごとに1人としている。また、同一の者が同一地目の土地を2筆以上にわたって所有している場合においては、筆の数によらず1人としている。

第3図 農家数・土地持ち非農家数の推移



資料 農林水産省「1990年、2000年世界農林業センサス」「1995年農業センサス」「2005年農林業センサス」

るような土地持ち非農家の増加に加え、相続等に伴い不在村農地所有者も増加しているとみられ、世代交代に伴う農地の保全・維持に対する意識の変化も懸念されている。

#### (4) 09年農地法等の改正

このように農地の減少傾向が続き、また、零細な農地所有も解消されない状況下で昭和一けた世代の農業者が世代交代期にさしかかり、農地の利用構造が固定化される懸念が大きくなってきたことが、09年の農地法等の改正の背景にあったとみられる。

そのため、09年の農地法等の改正においても、現在の耕地面積の減少の主たる要因である上記の耕作放棄の拡大や優良農地の農外への転用等に対して、農地の保全・確保のための違反転用への罰則強化等転用規制の厳格化が盛り込まれている。

また、農地の効率的な利用を妨げている零細性や圃場の分散の問題に対しては、集積による効率的利用を図るために、従来の農地保有合理化事業に農地所有代理事業（新たに農地所有者からの委任を受け、代理として貸し付ける事業）を組み入れた農地利用集積円滑化事業（農協も農地利用集積円滑化団体として実施できる）が導入されるなどの対策がとられている。

また、農地利用者の確保・拡大のため、貸借規制の緩和や、農業生産法人の構成員要件の緩和（農作業委託農家が加わる）や株式会社の出資要件の緩和がされたが、株式会社の出資要件の緩和については、地域農業の維持・保全との関係で注意が必要とみ

られる。さらに、農協による農業経営の要件の緩和もなされた。

## 2 農地の有効利用のための農協の取組みの概況

上記のように、農地の有効利用にかかる問題は広範囲に広がり解決が難しくなっているが、農協でも、これまで以下のように様々な取組みを行ってきた経緯がある。

まず、農協系統は既に1960年代から単なる個別農家による個別品目の規模拡大ではなく、地域の営農資源を組み合わせ地域全体で農業生産の拡大を目指す「営農団地の育成」を実施していた。

この営農団地構想は、零細多数の自作農家で集落が構成され、農地法の下で農地の流動化が難しいなか、資本と労働力の組み合わせを見直し、過剰な投資や労働力不足を解消して効率的な農業生産を図ろうとしたものである。

営農団地への取組みは、67年の第11回全国農協大会で決議された「日本農業の課題と対応」と題された農業基本構想において農協の農業振興の基本戦略として位置付けられ、概ね70年代半ばまで取り組まれている。営農団地整備等の取組みもあり、野菜・果実、畜産部門については主産地形成等を通じ生産力が急速に拡大していった。

また70年代からは農林省による農業機械銀行の実験事業を契機に機械利用組合の育成の取組みが進められた。さらに80年代には、農協は土地利用調整を軸としながら営

働力，農業機械・施設，副産物等の地域生産資源を地域単位に組織化し，その有効利用を進める組織としての地域営農集団の育成に取り組むことになる（第2表）。

この取り組みでは集落が地域営農集団の基礎単位とされており，この時期に取り組まれた地域営農集団の組織化が現在取り組まれている集落営農の基礎となっているケースも多いとみられる。実際にあとでみる事例の一つは，この営農集団を基礎に集落営農組織の法人化が進んでいるものである。

このように農協は個別農家の規模拡大よりも地域や集落等面的まとまりのなかでの農地の利用調整を重視していた。人の組織体である協同組合としての特徴を活かしつつ，地域に根ざしたかたちで，農地の有効利用を目指してきたといえる。

一方，この間農協が農地の利用集積に直接関与することは，制度的には農地信託事業が62年から，農地法改正で委託による農業経営が70年から認められていたものの，これらの制度が複雑であるとともに農地法の下で制約が大きく，概ね停滞していたといわざるをえない。例えば，第3表にみられるように，80年代半ばに地域営農集団の

第3表 地域営農集団育成強化運動への取り組み農協数割合と受託農業経営・農地信託事業実施農協数割合(1987年)

(単位 %)

	地域営農集団の育成強化運動	受託農業経営	農地信託事業
構成比	35.5	6.2	0.8

資料 全中「農協の活動に関する全国一斉調査結果報告」，農林水産省「総合農協統計表」  
 (注) 受託農業経営，農地信託事業実施農協数割合は「総合農協統計表」による。

育成強化に取り組む農協は3分の1に達したのに対し，受託農業経営や農地信託事業に取り組む農協は数%に過ぎなかった。

ただし，農協が直接農地の利用・集積等構造問題に取り組む上での制約となっていた制度上の問題も順次整備されていく。89年には農用地利用増進法（現農業経営基盤強化促進法）改正により，同法のなかに農協による農用地利用調整の結果を農用地利用増進計画に反映させること，農協による農作業受委託の斡旋・受託者の組織化などへの努力等が盛り込まれた。

さらに，88年の第18回全国農協大会決議（農地保有合理化促進機能を発揮するための，その資格取得の推進）もあり，89年にはそれまで運用面で県農業公社によってほぼ一元的に実施されてきた農地保有合理化促進事業が，農協にも貸借に限って実施できるようになった。

93年には農業経営基盤強化促進法のなかで農地保有合理化法人が法的にも位置付けられ，転貸による農協の農地保有合理化事業への取り組みが本格化してくる（同事業は，

第2表 地域営農集団の活動内容

(単位 農協数，%)

	回答農協数	互助制度	団地化ブロック	作付栽培協定	農用地利用調整	共同作業	作業受委託	労働力あわせん	機械・施設共同利用	共同出荷	副産物利用	複合化	集団なし	無記入
全国	2,393	43.0	17.6	14.3	14.0	20.4	2.7	45.9	10.8	7.7	3.8	19.7	9.2	

資料 全中『農業協同組合同年鑑1990年版』  
 原資料 全中『昭和63年度水田農業確立対策に関する農協の取組み等調査』

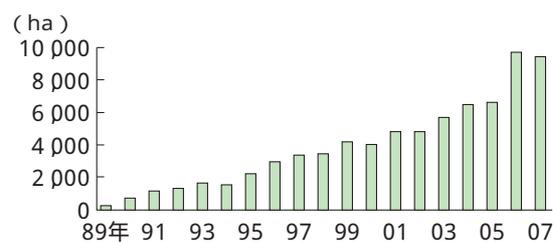
主に農協が農地所有者から農用地等を借り受け、集約等の調整を行い、耕作者に貸し付ける事業として取り組まれている。第4図にみられるように90年代以降農協が農地保有合理化法人として借り入れる農地面積は急速に増加していった。

また93年には農地法の改正により、農業生産法人の構成員要件が緩和され農協も農業生産法人への出資が可能になった。それにより、農協主導の農業生産法人の設立を通じて農地の受け皿づくりに農協が主体的に取り組む動きがみられるようになり、その取組みは21世紀に入り加速している。

さらに、先にみた09年の農地法等の改正に対し、JA全中は法改正の趣旨に沿って、全ての農協が10年度から創設される農地利用集積円滑化事業に取り組むことを基本とし、09～11年度の3年間を重点取組期間として位置付け、農協が引き続き農地の利用・集積や流動化に積極的に関与していく方向を打ち出している。<sup>(注1)</sup>

このように、農協の農地の有効利用のための取組みについては、営農集団育成等の農地利用の組織化の動きが先行し、農地貸借の仲介等農協が農地の利用集積に直接か

第4図 農地保有合理化法人として農協の農地借入面積の推移



資料 全国農地保有合理化協会

かわる取組みについては90年代以降に本格化してきたといえる。さらに、21世紀に入り、農家の高齢化や担い手不足という構造的な問題から、農協自体が出資する農業生産法人の設立等受け皿づくりへの直接的な関与や、大規模農家、法人層を含めた担い手の支援の動きも進んでいる。

第4表は、JA全中『平成21年度全JA調査』より、直接・間接を含め農協の農地の有効利用に資する取組みとみられる項目を筆者が「農地保有合理化事業・農地信託事業を通じた農地の流動化・集積等の取組み」、JA（JA出資農業生産法人）による農業経営、農作業受委託支援、JAによる集落営農及び法人支援と担い手の組織化、その他の区分、に分けて整理したものである。同表にみられるように、取り組む内容によって実施農協の割合にバラツキがあるものの、その取組みが広範囲なものとなっていることがよみとれる。

(注1) JA全中『農地制度改革に対応したJAグループの担い手・農地対策の取組み方針』(平成21年7月)

### 3 個別事例にみる農地の有効利用に果たす農協の役割

上記のように、農協が農地の有効利用にかかわるための手法は多様化しているが、ここではその現状について事例調査をもとに明らかにし、その意義を確認したい。

今回取り上げるのは第5表の4つの農協による農地の有効利用にかかる事例である。いずれも農協の取組みが成果をあげて

第4表 農協の農地の有効利用にかかる直接的・間接的な取組み

(単位 % , JA数)

			い実 る施 割合 して	J 実 A 施 数	
農地保有合理化 事業・農地信託事業 を通じた農地の流動 化・集積等の取組み	農地保有合理化 事業を通じた農 地集積	農地売買事業	15.6	107	
		農地賃貸借事業	42.0	287	
		研修等事業	9.6	66	
	農地信託事業	農地信託事業	3.7	25	
JA( JA出資農業 生産法人 )による 農業経営, 農作業 受委託支援	農業経営受託事業		5.7	39	
	農業生産法人への出資		23.2	159	
	農作業受委託の 窓口となつての 作業斡旋	JA直営	24.4	167	
斡旋		53.9	369		
JAによる集落営 農及び法人支援と 担い手の組織化	集落営農の 組織化	集落営農が, 地域農業戦略・地域水田農業ビジョンにおいて, 明確に 位置付けられている	44.9	307	
		地域にあった集落営農のモデルを明確化し, 目指すべき方向, 実践策 を明確にしている	30.7	210	
		機械・施設の共同利用をすすめている	49.0	335	
		機械・施設のリース・レンタル事業を実施している	28.5	195	
		ブロックローテーションの取り組みを推進している	35.2	241	
		集落営農組織への作業受託等, 農地の利用集積をすすめている	50.9	348	
		集落営農組織の経理の一元化をすすめている	42.5	291	
		集落営農組織の法人化を推進している	42.7	292	
	JAとしての法人 支援の方針の 明確化	法人設立支援の方針の明確化	32.5	222	
		既存法人への販売・購買・金融等の事業対応による支援方針の明確化	29.4	201	
		経営管理・確定申告支援対応面での支援方針の明確化	28.2	193	
		JAの農業法人への出資方針の明確化	14.6	100	
	大規模農家・法 人層を含めた 担い手の組織化 (協議会の設置な ど)	認定農業者の組織化	37.7	258	
		農業法人の組織化	18.7	128	
		集落営農・受託組織等の組織化	38.0	260	
		地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手の組織化	17.4	119	
		その他の担い手の組織化	11.4	78	
	その他	農地マッピング システムの活用	JA独自に導入	13.0	89
			行政のシステムを活用	13.9	95
その他			3.5	24	

資料 JA全中『平成21年度全JA調査』

いるが、取組みの経緯やその方法は様々である。以下、その取組みをみていきたい。

#### (1) A農協の事例

A農協の取組みは、「集落法人」の設立を農協が支援し、設立後も営農指導や出資

により関係を緊密化し、さらにそれら法人をネットワーク化することで、農地の有効利用を実現している事例である。

なお、ここで集落法人とは集落(1~数集落)が一つの経営体となって集落の農地を一つの農場としてまとめ、効率的かつ安

第5表 農協の農地の有効利用にかかる事例

	A農協	B農協	C農協	D農協
地域	中国	九州	関東・東山	東北
総研地帯区分	都市的農村	都市的農村	農村(旧E農協)	農村
主要作物	米中心	米, 野菜, 果樹, 花き, 畜産	露地野菜中心(旧E農協)	果樹・野菜中心
農協の農地保有合理化法人の資格	無し	有り	有り	有り
農協出資農業生産法人	有り(ただし, 農協出資は地元出資の1/3以内, 上限500万円未満)	無し	有り(F社:農協出資割合83%)	有り(G社:農協出資割合94%)
農地の有効利用における農協(農協出資農業生産法人)の主たる役割	集落法人の設立支援・育成・ネットワーク化	農地保有合理化法人を通じて管内の利用権の設定	利用権設定による病害農地の保全, 離農農家の農地受入れと営利作物の作付による農業経営	利用権設定による小規模農家の農地の受託経営・耕作放棄地への新規作物導入によるモデル的農業経営

資料 先方資料・聞き取り調査を元に作成

定的な農業経営を目指す法人をいう。

A農協は、中国地方に位置し、当総研の地帯区分では都市的農村に区分される。A農協管内では、1980年代前半から農協が生産調整の推進、麦・大豆の集団転作、稲作生産コストの低減を目指し営農集団、機械利用組合の育成を進め、最盛期には200近い営農集団が活動していた。しかし、農業者の高齢化や農業環境の悪化に伴い集落活動が停滞し営農集団も減少が続く一方で、90年代以降、営農集団を再編して効率的な農業の実現を目指して、上記の集落法人の設立を県が主導し市町村の協力のもと進めてきた。

A農協では04年以降にこうした集落法人との関係強化や設立支援に乗り出していく。この背景には、高齢化・農地の荒廃が進むなかで「豊かな集落づくりをいかに取り組むか」の観点で、集落法人の設立、集落法

人との関係強化が地域農業の維持・活性化に役立つと考えたからである。

その取り組みは、まず専任担当部署を設置するとともに、既存の集落法人との関係強化を図ることからはじまった。さらに、集落法人への総合的な事業支援を一体的に行うこととし、米の生産から販売までの営農指導(特徴ある取組みとしては集落法人向けの稲作情報

誌の作成など)、生産コストの低減支援、経理・税務支援、営農金融事業等の連携・事業対応、農協出資支援、といった取組みを順次進めていった。

こうした取組みにより既存の集落法人との関係強化が進むとともに、設立支援も成果をあげ、販売事業・購買事業での関係強化も進んでいる。

専門担当部署が設置された04年度当時、管内に8つあった集落法人への農協の出資はゼロだったが、08年度には23法人に増加した集落法人のうち11法人に農協からの出資がある。ただし、その出資は集落1法人当たり、地元出資の1/3以内、500万円未満に抑えている。あくまでこの出資は農協が集落法人の構成員としてともに考えるための出資だからである。

さらに、専門担当部署は当初の1人体制から3人体制に拡充され、集落法人との連

携，育成，支援といった担当を分けて業務を進めている。

また，A農協は集落法人間の連携にも注力しており，管内の集落法人グループの事務局を農協が担当している。このグループでは現在，共同して農業機械の共有化による大豆生産コストの低減と地元加工業者への地元産大豆の供給による地産地消，農商工連携の実践に取り組んでいる。

このようにA農協は農協が農地の効率的利用を担う受け皿組織の育成・支援を行うことで，農地の有効利用を実現している。

## (2) B農協の事例

B農協の取組みは，圃場整備を契機に農協が農地保有合理化事業に取り組み，行政と連携しつつ管内の高度な担い手への農地集積を実現している事例である。

B農協は九州北部の都市近郊の農村部にある農協で，当総研の地帯区分では都市的農村に区分される。B農協の管内では行政の積極的な取組みもあり圃場整備が進み，90年代に入り一部には3haを超えるような大規模圃場を実現していた。

B農協では95年に策定した長期農業振興計画のなかで，地域農業を担う「活力ある人づくり」，農を基盤とした「魅力ある豊かな地域づくり」，消費者に信頼される「すばらしいものづくり」の3づくり運動を掲げ，その3づくり運動をサポートする事業として，農協が主体となり農用地等を借り受け，集約等の調整を行い，耕作者に貸し付け，農地の利用調整を直接行う農地

保有合理化事業に取り組むこととしたのである。

93年に改正された農業経営基盤強化促進法にもとづきB農協は，管内行政との協力のもと96年に農地保有合理化法人として農地保有合理化事業を開始した。B農協は3総合支店，6支店体制だが，同事業は，総合支店を中心に市・農協担当課・農業委員会との綿密な協力のもと推進され，支店の担当者は利用権設定の受付などを担っている。

また，膨大な数に上る利用権や賃借料に関する事務処理について，B農協では農地利用集積計画の作成等を処理する電算システムを独自に構築しており，賃借の期間管理や賃借料等はそのシステムにより処理されている。

農協の積極的な取組みもあって，農地保有合理化事業による農地集積面積は年々広がっており，農協の農地保有合理化事業を通じての利用権設定面積は現在約1,200haに達している。

農協の利用権設定面積に行政独自の農地利用集積事業の約1,000haを加えると，合計面積は2,200haに達し，管内農地の4,500haの約5割が担い手を中心に効率的に利用されていることになる。なお，管内の一部地区では行政，農業委員会，地権者，農協が一体となってこの取組みを進め150haに上る農地で営農組合が利用調整組織の利用調整によって，米麦，大豆，プロッコリーでのブロックローテーションを行う非常に効率の高い農業を実現しているケ

ースもある。

このようにB農協は、農協が農地保有合理化事業を通じ行政とともに管内の農地の利用集積に積極的に関与することで、大規模経営の経営効率化と小規模農家の農作業委託によるコスト削減（＝収益性の高い作物への注力）を実現している。

### （3）C農協の事例

C農協の取組みは、農協の農地保有合理化事業を通じ農協出資農業生産法人が連作障害の生じた農地を引き受け、農地を復旧することで産地維持を図っている事例である。この取組みはC農協管内のE支所（旧E農協）での取組みを契機とする。

C農協は関東・東山地方に位置し、旧E農協は当総研の地帯区分では農村に区分される。旧E農協の管内は、1960年代から構造改善事業により圃場整備が進み、収益性の高い野菜を次々に導入し、野菜産地として成功していた。そして、この産地化の成功の背景には、共同利用施設の整備等産地育成のための行政と旧E農協が一体となつた取組みがあった。

しかしながら、90年代なかばに野菜産地としての大きな困難に直面する。主力作物となっていたレタスにその商品価値をなくす病害である根腐病の発生を確認し、さらに01年には同病が大流行する事態をむかえたのである。

既に60年代後半に主力作物に病害が発生し売上げの大幅な落ち込みを経験していた管内では、早急な対応（一番の予防は連作

を止めレタス栽培を一時中止すること）が必要との認識が強まった。しかし、小規模な農家は農地を休ませることができず、病害が広がる悪循環が生じていた。

そのため、圃場整備の進んだ収益性の高い農地を病害から守ることと、小規模農家の経営維持の両立化を目指し、農業委員会と旧E農協が02年度から病害の発生した農地を一時期農協があずかる事業を共同事業として開始することになった。

事業内容は、旧E農協の農地保有合理化事業を利用し、農家から病害の発生した農地をいったん預かり、緑肥植物を植えクリーン化（健康な土壌に戻すこと）した上で、持ち主に返すというものであった。その間、貸手には標準小作料を支払う。ただし、事業開始後、農家の委託する土地が増加し農協職員では十分な対応ができず、借り上げ費用や諸経費も増加するなど、農協直営事業での限界が生じていた。

そこで、旧E農協とC農協の合併を機会に、営利作物の導入による農業経営を行うことで農地保全事業を事業として成り立たせるため、農協出資農業生産法人F社を05年に設立したのである。なお、出資者には行政、全農県本部、個人も含まれる。

F社の業務は現在、連作障害の農地にレタスの属するキク科以外の農作物を作付する業務（これは農家の借入地で病害が発生した場合、農家は農地保有合理化法人であるC農協に農地を貸し出し、C農協からF社が農地を借り入れる方式をとっている）、新規就農者の実践研修（研修後は旧E農協管

内で就農)、廃業農家の農地受入れ、であり、これらの実務は3人の取締役とアルバイト30名により行っている。07年度はクリーン化して返還した面積が3ha、預かっている面積が11haに上る。こうした産地維持のための農協の取組みにより、生産者の農協への信頼は厚く、共販率も高い水準を維持している。

F社の経営においては、出資者である全農県本部が販路確保の上で重要な役割を果たし、連作障害を防ぐための緑肥栽培だけでなく、販売農家と競合しないアスパラガス、ジュース用トマトなどを導入し全農県本部のルートで販売している。

近年は、連作障害の農地だけでなく、農家が労力の問題でF社に預ける農地が増えており、新しい営利作物の導入等も考えている。

このようにC農協は、農地の受け皿としての農協出資農業生産法人設立と農協の農地保有合理化事業とを組み合わせ、旧E農協管内の農地保全に成果をあげている。

#### (4) D農協の事例

D農協の取組みは、農協による農地保有合理化事業と農協出資農業生産法人G社の連携により、管内の農地利用の効率化を図ると同時に、耕作放棄地を利用した新たな農業の展開を志向している事例である。

D農協は東北地方の農村部を管内とし、当総研の地帯区分では農村に区分される。D農協では、農家の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加等への対応が重要な課題で

あったが、品目横断的経営安定対策の開始を目前に控え新たな地域農業の生産体制の構築と担い手育成の対策を早急にとる必要があった。

その上で、農協が主体的に地域農業にかかわるためには農協が出資する農業生産法人の設立が望ましいとし、県中央会の協力のもと検討を重ね、集落座談会等の組織討議を経た上で、D農協が中心となり、06年にG社が設立されたのである。なお、出資者には全農県本部、個人も含まれる。

同社の事業目的は 農作業受託、農業経営、農産物加工販売、農業体験、研修を目的とする農園の設置ならびに経営、一般労働者派遣事業、職業紹介事業、その他 ~ に付帯する事業、とされた。

G社ではD農協が農地保有合理化法人として受け入れた農地を、同社自ら認定農業者として集積し、管内の受託組合への委託やオペレーター雇用による経営を行っている。08年度の利用権設定・受託契約面積は麦10.6ha、大豆51.5haに上る。さらに、農家や住民ニーズに応える新規事業として、農協遊休施設を利用した農産物加工販売、遊休農地での農産物契約栽培、農家への労働力斡旋事業等様々な新規事業に取り組んでいる。

農産物加工販売事業は06年より取り組まれているが、高齢化により作業が困難になりつつある管内の農家から原料を調達し農協の遊休施設を利用して乾燥等の加工を行い出荷するものである。さらに、遊休農地を活用した農産物の契約栽培では07年から

出資者でもある全農県本部を通じて大手食品会社とのジュース用トマトの契約栽培に取り組んでいる。また、地元の漬物加工会社との間でニンジンの契約栽培にも取り組み、加工された商品は地産地消の取組みとして県内を中心に販売されている。

なお、同社ではこれら一連の取組みは一般農家への普及が念頭にあるとし、遊休農地活用のモデル事業的な性格を持っていることが注目される。

さらに、同社では今後の新規事業への取組みとして、例えば、加工用農産物栽培についても製造・販売まで行う6次産業化により、より付加価値の高い地域農業へ波及効果の大きい事業展開ができないかと考えている。

このようにD農協とG社の事例は、農協による農地保有合理化法人と農地の受け皿としての農協出資農業生産法人の組み合わせに、農商工連携等の事業の多角化を加えることで、農地の有効利用と地域の新たな農業モデルの展開の両立を図っている。

#### 4 農協の農地の有効利用の取組みの特徴と今後の課題

ここで、今回取り上げた事例等から農協の農地の有効利用の取組みにおける特徴と課題について考えてみたい。

##### (1) 農地の有効利用における取組みの特徴

先の第4表でもみたとおり、農協が農地

の有効利用に取り組む上では、多様なアプローチが可能であるが、今回の事例でも、様々な手法がとられている。

例えば、B、C、D農協は農地保有合理化法人として、管内の農地の賃貸借の仲介に直接取り組んでおり、また、C、D農協は農協が主体となって農協出資農業生産法人を設立し農地を引き受け、農業経営を行っている。さらに、A農協では、出資により法人の設立支援を行うとともに、それら法人の経営支援・組織化に取り組んでいる。

また、上記の複数の手段を組み合わせることにより、農地の有効利用に取り組むケースがあることも注目される。今回の事例でいえばC、D農協の農地保有合理化事業と農協出資による農業生産法人の設立の組み合わせである。

この組み合わせは、とくに担い手が不足している地域では重要な取組みの一つとみられる。そういった地域では従来の農協が取り組んできた組合員の組織化や組合員間の農地の賃貸借の仲介では農業生産基盤の維持は難しく、農協が主体的に農地の受け皿づくりに乗り出す必要性があるとみられるからである。

##### (2) 行政との緊密な連携

農協の取組みが行政等関連機関と緊密な連携で行われていることも重要であろう。

例えば、A農協の集落法人支援はもともと行政主導の取組みであったし、B農協の農地保有合理化事業も管内行政の全面的な協力がなければスムーズな農地の利用集積

は難しかったとみられる。さらに、F社の取組みも、野菜産地育成の上での旧E農協と農業委員会、行政との一体的な取組みがなければ進まなかったであろう。

現在は、平成の大合併による管内市町村の合併とともに、財政状況も厳しいため、農協と市町村行政が一体となって地域農業振興に取り組むことが、従来に比べ難しい情勢ではある。しかし、農地の利用調整に関しては、第三者である農協や行政等関連機関が間に入ることにより、貸借等の利用調整がスムーズにいくことは明らかであり、農協の取組みも行政との緊密な連携のもとで進めていく必要がある。

### (3) 農協の農地の有効利用の取組みにおける今後の課題

今回取り上げた事例は、既にその取組みが一定の成果を挙げている事例であるが、こうした取組みが広がり、農協の農地の有効利用が成果を上げていく上では、いくつかの課題があるとみられる。

#### a 地域による取組みの平均化

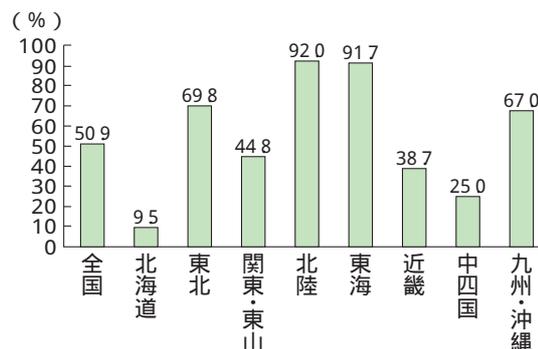
まず、今回の事例でみたような農地の有効利用のための取組みは、全国的にみると地域によってかなり濃淡がみられることである。例えば第5図は農地保有合理化法人の取組割合を地域別にみたものであるが、北陸、東海地方では農地保有合理化法人である農協が9割を超えるのに対し、中四国、北海道では3割を下回っている。

また、事例でみられたような複数の手段

の組み合わせで農地の有効利用に取り組める農協が少ないことにも留意する必要がある。第6図は、今回の事例における取組みを農地保有合理化事業、法人化支援・担い手組織化、農協出資農業生産法人に分けて、それぞれの取組みの関係を農協全体でみたものである。

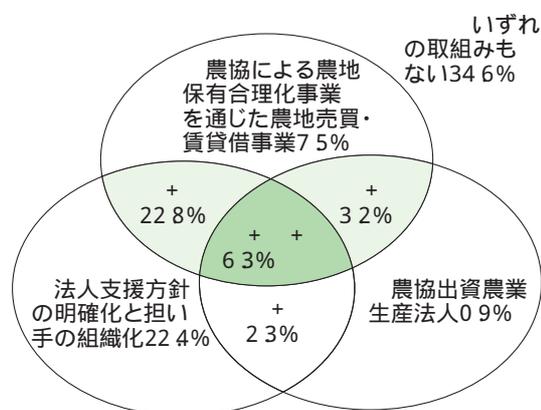
例えば、C、D農協でみられたような農地保有合理化事業と農協出資農業生産法人の両方を行っている農協は05年時点では全体の9.5%に留まっている。一方、いずれの取組みもない農協も1/3を占めるなど、

第5図 農地保有合理化法人である農協割合 (08年4月1日時点)



資料 全国農地保有合理化協会

第6図 農協の農地の有効利用のための取組みの関係(N=878)



資料 JA全中『2005年JAの活動に関する全国一斉調査』

農地の有効利用に関する取組みは農協ごとの違いが大きいこともうかがえる。

このように地域、農協ごとの取組みには濃淡があるが、農地の有効利用に農協が直接・間接的に関与していくことは、そこで生産される農産物の販売、流通、加工等を含めトータルでの農協と生産者の関係を維持する上での重要な鍵になるとみられる。

その意味でJA全中が農協系統として農地利用集積円滑化事業に全国的に取り組む方針を打ち出した意義は大きいとみられる。なお、全国的な取組みを一律に進めることは難しいとみられ、農地の有効利用に多様な取組方法があることを前提に農協間で農地の有効利用に関する情報共有を進めて地域の実状に応じて取り組んでいく必要がある。また、その取組みには、一定のコストが発生することも予想され、行政に一定の支援を求めていく必要もあろう。

#### b 農地の受け皿組織の経営の確立

次に、近年増えている農協が主たる出資者として設立した農地の受け皿組織の経営の問題について指摘しておきたい。今回の事例でいえば、A農協の事例はあくまで一部出資であるため、C、D農協のF、G社のような事例である。

農協が主たる出資者として設立した農地の受け皿組織が農業経営を行う上では（農協による農業経営でも同様であるが）、条件不利地域での耕作や共同利用施設の使用等で地域の担い手との関係で不利な環境での経営を行うことになることが多いとみら

<sup>(注2)</sup>れ、経営面では厳しい状況が続く可能性もある。農協が主たる出資者であるF社、G社も管内農家と競合しないことや主力作物を栽培しない等経営上の制約をうけ、設立初期は厳しい収支状況であった。

競合を避けるための手段としては競合しない新規作物や新規事業へ取り組むこと等があるとみられるが、その場合は、本稿の事例で農産物の販路確保に全農県本部が協力していたように、農協が主たる出資者として設立した農地の受け皿組織の経営安定化のための取組みを農協グループ全体で進めていく必要がある。

また、主たる出資者としての取組みでなくても、農地の受け皿となる担い手に対してはA農協のようにその経営向上のため、経営管理やコンサル面での支援等を強化していく必要がある。それら法人の経営が維持できなくなれば、ほかの担い手の確保は恐らく難しいとみられるからである。

#### c 地域農業振興全体のなかでの位置付け

最後に、当然のことではあるが、農地の有効利用の取組みは、農協単独で取り組んでも限界があり、また、農地の利用集積だけでなく、そこで生産される農産物の販売、流通、加工を含めた地域農業振興全体のなかで考えていく必要がある。

そのためには、担い手や新規就農者の支援、農産物のブランド化、契約取引・直売所等販路の多角化、農商工連携や農産加工も含めた6次産業化等地域農業および地域経済活性化のための多面的な取組みのなか

第6表 農協と関連機関との連携状況

(単位 % , JA数)

			い 実 施 割 合	J A 実 施 数
政 担 手 づ く り 支 援 に 関 連 す る 行 政 ・ 関 係 機 関 と の 連 携 ・ ワ ン フ ロ ア 化	市町村行政	連携 ワンフロア化	86.3 11.7	590 80
	県(振興局・事務所)	連携 ワンフロア化	71.8 2.3	491 16
	普及センター	連携 ワンフロア化	83.6 4.7	572 32
	農業委員会	連携 ワンフロア化	62.0 4.4	424 30
	土地改良区	連携 ワンフロア化	34.1 1.8	233 12
	組合員への技術指導への対応に際し、普及センターとの連携	JAと普及センターが十分連携して、(生産)部会対応・個別対応を行っている	73.1	500

資料 第4表に同じ

で農地の有効利用を位置付け、行政等関連機関が役割分担を行いながら取り組んでいく必要がある。

先の農地の有効利用の事例でも行政と農協の緊密な連携の動きが農地の利用集積、産地育成等でみられており、農協、行政等関連機関がそれぞれ持つ機能を分担しながら、協力していくことが必要であろう。

実際に、担い手の育成における関連機関とのワンフロア化や営農指導における普及センターとの協力の動きが進んでいる(第6表)。こういった取り組みを、農地の有効利用や地域農業振興全体への取り組みにも発展・拡大させていく必要がある。

(注2) JA総合研究所編(2010)77~82頁

## おわりに

農地の有効利用への取り組みは、農業者の

高齢化、後継者不足から待ったなしの状況である。農地法等の改正により、農地の保全・利用集積に農協がかかわる余地も、農地利用集積円滑化事業や農業経営の要件緩和等により、広がっている。

ただし、農協が単独で農地の利用集積に取り組んでも、それにより状況が劇的に変わるわけではない。今回の事例でもあったように、地域の農地利用集積にかかわる関連機関が連携をとり、さらに

それを地域の農業振興全体のなかで位置付けることができはじめて有効な取り組みができると考えられる。

また、農業環境が悪化するなかで農地の有効利用のみ実現しても、農業生産基盤の維持は難しいため、農業経営に安心感を生むための所得補償の拡大等経営安定に係る政策的な支援も含めて進めていく必要がある。

<参考資料>

- ・木原久(2000)「地域農業再編と農協の役割」『農林金融』5月号
- ・協同組合経営研究所(1996,1997)『新・農業協同組合制度史』第2巻,第3巻
- ・JA総合研究所編(2010)『改正農地法のポイントとJAグループの今後の取り組み』JA全中
- ・島本富夫(2006)「農地保有合理化事業35年の軌跡-制度の展開と実績-」『土地と農業』No.36(社)農地保有合理化協会
- ・谷口信和・李侖美(2006)『JA(農協)出資農業生産法人』農山漁村文化協会
- ・日本農業年鑑刊行会編(1989)『日本農業年鑑1990年版』家の光協会

(うちだ たきお)



加島 徹 著

『農協の総合的リスクマネジメント』

総合農協の経営革新と実践 』

本書が店頭に並んで間もないころ、筆者である加島氏の講演を聞く機会に恵まれた。全中時代に経営不振農協対策に長年携わってきた筆者ならではの経験を踏まえ、総合事業体である農協の総合的なリスクマネジメントの必要性を熱く語っていたのが印象的であった。

巷間、農協の経営戦略、経営改革といった協同組合組織である農協のあり方、進むべき方向等を扱った書籍は数多く見受けられるが、リスクマネジメントの観点から、現在の農協組織の抱える課題を抽出し、あるべき姿を提起する本書の試みは新鮮である。特に農協系統の内部向けの文書の枠を超えて、一般向けの書籍として世に問う姿勢にも筆者の並々ならぬ決意が感じられる。

筆者は、はしがきのなかで、「これまでの農協のマネジメントはヒトの経験や勘に頼ってきた。経験と勘に優れたヒト、経営者がいる場合には良い方向に変化するが、間違った方向に向かった場合はたとえ経営状態が良くても将来的には経営そのものの存続さえ危うくなってしまおう」と警鐘を鳴らしている。そして「恒久的な経営の継続性(ゴーイングコンサーン)を保ち得る内部ルールの仕組みをどう構築していくか」「総合事業を営んでいる農協の総合的なリスクマネジメントはどうあるべきなのか」とい

った動機から本書は誕生したと述べている。

1980年代後半から始まった金融自由化の流れのなかで、農協の資産・負債の総合管理(ALM)については、金利リスクの管理を中心に相当程度浸透してきた感がある。しかしその一方で、現行BIS規制の第二の柱対策として求められている主要なリスクを総体的に把握し、リスクの受け皿となる経営体力(自己資本)と比較・対照したうえで、リスク量を経営体力の範囲内に収まるようにコントロールしていく取組みは未だ緒に就いたばかりである。

本来、農協は他の金融機関とは異なるリスク特性を有しており、リスクの量的把握についても、信用事業のみならず、経済事業や共済事業等のビジネスリスクも考慮した総合的なリスクマネジメントが必要であるのは論を俟たない。一方、私の属する農中では、信用事業の全国連としての位置付けから、なかなかそこまで踏み込んだ議論を展開することに限界を感じていた。そのような折、本書が刊行された。

一概に農協といっても、全国には貯金量1兆円超の農協から、100億円で満たない農協もあり、一律同じ水準のリスクマネジメントが求められる訳ではない。各々の農協の実情を踏まえつつ、農協が将来にわたって安定した収益を確保し、地域の組合員・利用者の負託に応え続けるために何が必要か、如何に改革すべきかを考えるうえで、本書は多くの示唆を与えてくれる。

是非、多くの農協役職員に読んでいただきたい書である。

全国共同出版 2010年1月

2,520円(税込)202頁

(農林中央金庫JAバンク統括部

部長代理 加藤 剛・かとうつよし)

# 農協農業貸出伸長の今日的意義と課題

## 地域社会農業と農協の役割(2)

特別理事 蔦谷栄一

### 〔要 旨〕

- 1 農協への批判は根強いが、ここ数年は、農協、農林中金の農業貸出比率が低いこと、リーマンショックで多大の有価証券評価損を発生したことに対する農林中金の資金運用のあり方に向けられている。
- 2 農林中金は預金増加額に対して貸出機会が乏しく、海外での資金運用を余儀なくされてきたが、現時点で資金構造の抜本的変革を議論していくことは現実的ではない。しかしながら本来的分野である農業、地域に資金還元していくことは結果として農林中金に余裕金が集中する構造を若干なりとも緩和することになる。
- 3 農業貸出にかかる問題点・課題は多いが、大きくは次の5つに集約される。事業評価の困難性解消のためのデータの蓄積・活用、不動産担保貸出から脱却しての事業そのものを評価する金融手法の確立、法人化等に対応してのエクイティファイナンスによるサポート、情報提供機能・相談機能の強化、借り手(農業者)と金融機関(農協等)とのコミュニケーション不足にともなう関係性の向上
- 4 こうした情勢に対応して、農林中金は経営安定化計画を策定し、経営の刷新に取り組んできているが、そのなかで農林中金自身の農林漁業金融の強化が打ち出されている。またこれと連動してJAバンク中期戦略が策定されており、「農業メインバンク・生活メインバンク」機能の強化を柱として、本来の事業基盤である農業金融サービス強化が最重点に位置づけられている。
- 5 これら取組みの基本は、認定農業者、集落営農組織、農業法人等多様な担い手の資金需要に対応していくところに置かれている。このために農協、信農連、農林中金、さらには関連会社等も総動員して、さまざまな金融メニューが用意され、担い手金融リーダーも設けられている。これらを活用して貸出伸長、農家経営収支の改善・向上につなげていくステージにきている。
- 6 実際に、農業貸出伸長の成果を獲得していくためには、存在意義や公共性の徹底、経済事業との連携強化を含めての大規模農家・法人対応の強化、農家経営管理支援システムの確立と農業金融センターの充実、訪問活動やPRの徹底による組合員とのコミュニケーション向上、人材育成と地域金融力の維持、経営トップの見識とリーダーシップ発揮等の条件整備が急がれる。併行して農協のあり方についての抜本的議論が必要とされる。

## 目次

### はじめに

- 1 信用事業の推移と現状
- 2 信用事業が抱える問題点
  - (1) 信用事業に対する批判
  - (2) 信用事業が抱える問題点と課題
- 3 現在取り組まれている対応策
  - (1) 農林中金の経営安定化計画
  - (2) JAバンク中期戦略
  - (3) 農業担い手金融の具体的展開

### 4 地域社会農業と信用事業

- (1) 地域社会農業と担い手
- (2) 地域社会農業と農協

### 5 農業貸出活性化のための条件整備

- (1) 農業貸出の意義の徹底
- (2) 競争力の確保
- (3) 農業貸出推進体制の確立
- (4) コミュニケーションの向上
- (5) 人材育成・組織等

### むすび

## はじめに

本誌2009年11月号で、拙稿「地域社会農業における農協の役割と機能～ビジネスモデルからの農協批判への対応～」をとりまとめた。そのあらまは、資材高騰と景気低迷によって農家所得は純減し、農家経営は存続の危機にさらされており、農業所得の確保が大命題となっている。一方では流通も大きく変化しており、こうしたなかで農協の役割なり存在意義が厳しく問われている。このため地域社会農業の確立を基本軸にしながら農協経済事業の見直しを行い、そのベースとして農家経営管理支援システム等への取り組みをすすめていくと同時に、JAグループあげて食品産業等との連携を推進し販売流通機能の強化をはかっていくべきことを中心に展開した。

信用事業についても金融機関相互の競合が激化するなかで協同組合金融の本質が問

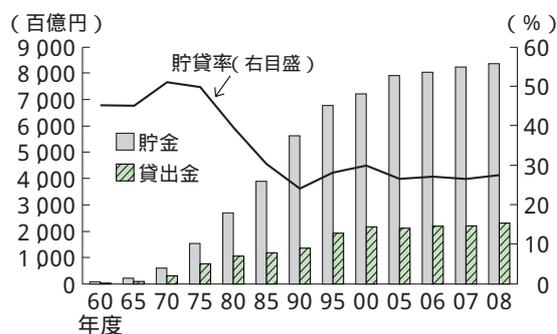
われていると同時に、甚大な痛手をこうむったリーマンショックからの立直りが急がれている。また信用事業に対する批判も根強く、とりわけ担い手への貸出のあり方等についての見直しが求められていることから、これに対応すべくJAバンク中期戦略等が打ち出され、実践に移されつつある。これらを踏まえ、本稿では地域社会農業の確立を農協がプロモートし日本農業の活性化をリードしていく責務を有しているという観点に立って、JAバンク中期戦略等への取り組みにより、円滑な農業貸出とその伸長を実現していくための課題等について整理することをねらいとする。

## 1 信用事業の推移と現状

はじめに第1図、第2図によって信用事業の現状を確認しておきたい。

第1図を見ると、農協貯金は比較的安定的な伸びで推移している。貸出金は1975年

第1図 農協貯金・貸出金残高の推移



資料 『農林漁業金融統計』より作成  
 (注) 貸出金は公庫資金を除く。

頃から増加が鈍化していたが06年以降は住宅ローン，自治体向け貸出の伸長により，再び増加基調となっている。

しかし，第2図に見るように貯貸尻の余裕金が農林中金に集中する構造となっており，農林中金自体も国内での資金運用先は限られることから，運用機会を海外に求めざるを得ない状況に置かれてきたというのが実情である。

こうしたなかで02年に，破綻未然防止システムと一体的事業推進の二本柱からなるJAバンクシステムがスタートし，JAバンク会員の経営健全性確保と金融サービス提供の充実がはかられてきた。JAバンクシステムはJAバンク会員の経営健全性確保には大きく貢献したものの，金融サービス提供の充実が必ずしも貸出伸長には結びつかず，農林中金に余裕金が集中する構造が加速し，海外での運用への偏重を余儀なくされてきた。こうした資金構造を背景に，リーマンショックにともなう保有有価証券での多額の損失により，08年度経常利益は前年度対比9654億円の減少となり6127億円の経常損失が発生した。こうした事態に対

処して1兆9千億円もの資本増強が行われた。

## 2 信用事業が抱える問題点

ここで農協信用事業に対する批判と，農協信用事業，特に貸出が抱える問題点等について確認しておきたい。

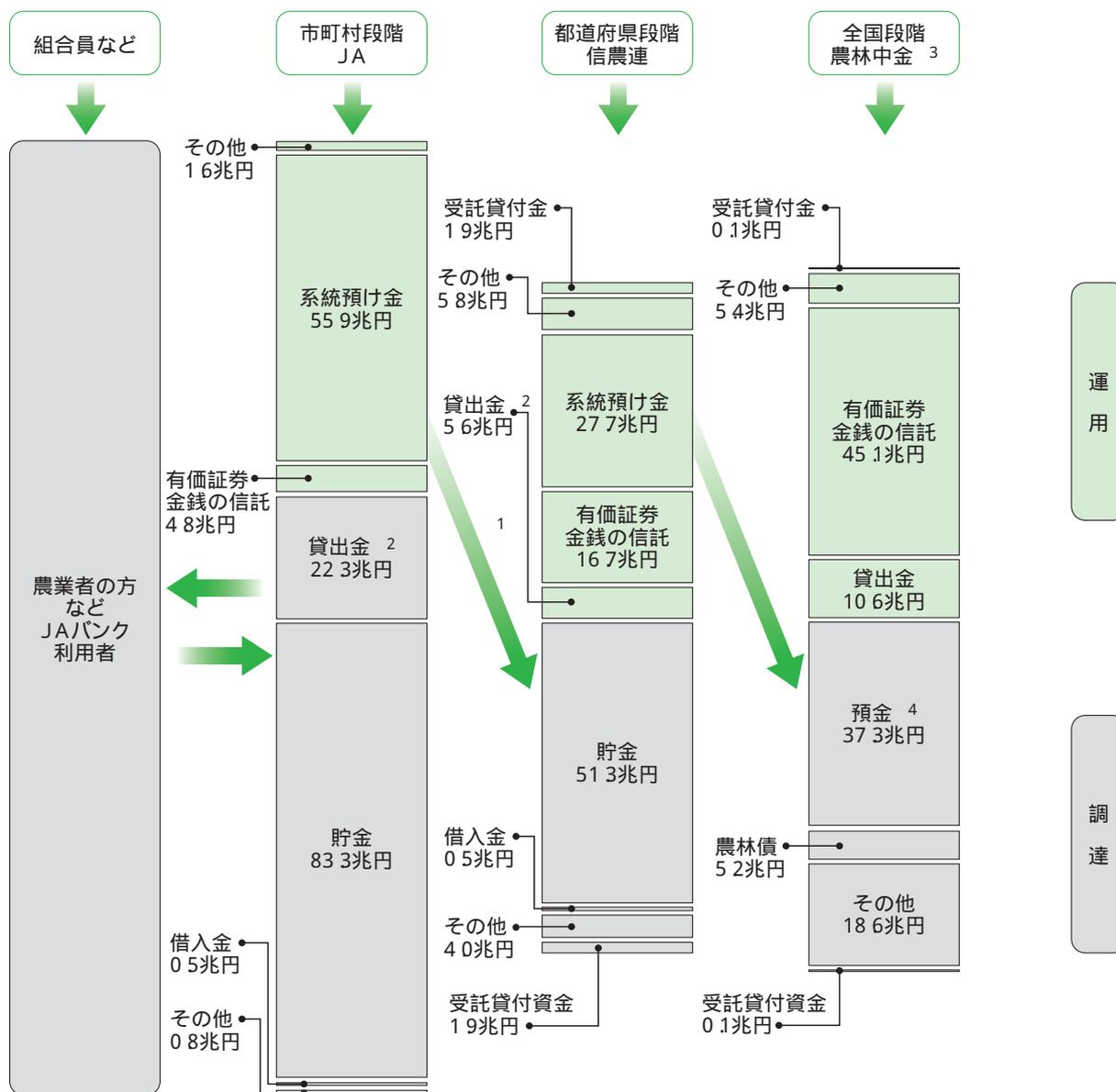
### (1) 信用事業に対する批判

農協信用事業についての批判は農協の歴史とともに存在してきたともいえるが，ここではここ数年に絞って，国会レベル等での批判について取り上げる。

08年のリーマンショックにともない地域金融機関に公的資金を予防的に注入できるようにするための金融機能強化法改正にあたって，民主党がJAバンクだけに限って改正案の修正要望，すなわち 公的資金投入時の国会決議，農林中金理事長の処遇情報の開示，政治的中立性の担保，を提出し，衆議院で「厳正な政治的中立性を確保する」との付帯決議がなされた経過があった。この際，民主党がJAバンクだけに異なる扱いを求める理由としてあげたのが，農林中金の農業者や中小企業への貸出割合が低いということであった。

また09年4月の参議院農林水産委員会で，日本共産党の紙智子議員が，リーマンショックで多額の有価証券評価損を発生させたとして，「ハイリスクな投資」の改善とあわせて，農林中金への農協や信農連の増資にともない「農協の中で貸しはがしや

第2図 JA系統組織内の資金の流れ(2009年3月31日現在)



出典 農林中金『REPORT 2009』

- 1 一部の県域では、JAが農林中金に直接預金を預け入れる場合もある。
- 2 JAおよび信農連の貸出金には金融機関向け貸出金は含まない。
- 3 農林中金の残高は、海外勘定を除く
- 4 農林中金の預金は、JA系統以外にも、JF(漁協)・森組系統および金融機関などからの預金も含む。

貸し渋りがあってはならない」と同時に、「農林中金の貸出比率がわずか2割にすぎず、系統団体への貸し出しが5.8%である現状を告発」<sup>(注1)</sup>している。

こうした国会での批判とは別にマスコミ等でも農協批判がかまびすしいが、内容が

センセーショナルで話題にもなった山下(2009)の信用事業批判についてみる。「農協は・・・、農業から抜け出そうとしている兼業農家の農外所得や、莫大な農地転用利益を預金として吸い上げた。この莫大な預金は農業が衰退したために農業へはほと

んど融資されず、その7割が有価証券などで資金運用され、大きな利益を生んだ。・・・こうして、“農業”団体であるはずの農協が、農業を衰退させ、農業を犠牲にすることによって発展するという奇妙な事態が生じている。<sup>(注2)</sup>

また研究者の世界でも厳しい見方をしている者も多い。田代(2009)は、「(農林中金の金融危機による含み損の表面化にともなう収益力低下や会員への還元も覚束なくなるとして)このような事態は1990年代半ばからとくに強まった金融資本主義、その背景をなす新自由主義それ自体の破綻であるが、そのことは同じ新自由主義の波に乗ってなされてきたこれまでの農協系統の組織・事業再編のあり方そのものに見直しを迫ることになる。」<sup>(注3)</sup>としている。

このように批判の主な矛先は、農協にとどまらず、農林中金も含めたJAバンクの農業への貸出比率が低いことと、農林中金の資金運用のあり方に向けられている。

信農連からの農林中金への預金の増加額が大きく、一方、貸出機会は乏しく、貸出に振り向けてバランスさせながら、必要利益を確保していくことは困難であることから、海外での有価証券運用に依存する構造を余儀なくされてきたことは先に述べたとおりであり、この構造自体の抜本的変革を議論していくことは現実的でないことから、本稿では農業貸出を主題に展開する。

農協段階での貸出が伸び悩んできた理由としては、農業収益の低迷にともなう投資需要の停滞、農機具需要等の一巡、

日本政策金融公庫の農林水産事業資金(旧農林公庫資金)との競合等、があげられる。このため住宅ローンやアパート建設資金等への貸出伸長に努めてはきたものの、貸出額さらには貸出比率を大きく増加させるには至らなかった。こうしたことに加えて農協が貸出対応に慎重であったことも否定し難いところである。

(注1) 2009年4月3日付け「赤旗」

(注2) 山下(2009)5頁

(注3) 田代(2009)273頁

## (2) 信用事業が抱える問題点と課題

あらためて農業貸出が抱える問題点なり課題について整理しておきたい。本誌2010年4月号の「日本食農連携機構の紹介」で、日本食農連携機構での金融研究会における議論を整理したものが紹介されているが、ここで農業貸出が抱える問題点や課題(一部現状を含む)について、ほぼ網羅されていることから、その要点を筆者なりに整理して取り上げてみる。<sup>(注4)</sup>

### <金融機関と借りに共通>

- ・借りの論理と貸し手の論理が異なるなかで、農業経営者と金融機関のコミュニケーションがとれていない。

### <借りに対して>

- ・農業経営者側の資金調達手段についての知識は限られており、知識を吸収できる機会が必要である。
- ・農業法人が大規模になればなるほど資本政策、資本効率という経営者的な観点が必要になる。

- ・大規模な農業法人の場合は、各金融機関の強みを生かすために複数の金融機関を使い分けているケースもある。
- ・新規就農者は融資を受けるのが現実には難しい。新規就農者をサポートする仕組みが必要である。

#### <金融機関サイド>

- ・農業融資の問題点として、財務面の脆弱性、事業評価の困難さ、低い収益性、などがあり、このような農業の特殊性を克服していく手法が必要である。
- ・農地の所有と経営が分離する傾向にあるなかで、不動産担保に依存する融資手法は時代の潮流とミスマッチである。事業そのものを評価する金融手法が求められている。
- ・資金の流れと情報の流れはセットでとらえるべきである。資金提供にとどまらず、情報提供機能や経営相談機能が金融機関側に求められている。
- ・金融機関はいろいろなリスクを計量化して与信判断や与信管理を行っている。
- ・金融機関が融資するにあたっては、リスクとリターンと自己資本のバランスが大切であり、リスク・マネジメントが経営の基本にある。
- ・財務諸表を用いた倒産確率の計測は過去のデータに則って行っているが、農業法人については歴史が浅くデータ蓄積がない。
- ・金融機関は倒産リスクを懸念し自己資本重視に、ファンドは成長性に着目し

キャッシュフロー重視の傾向がある。

#### <その他>

- ・金融機関は、金融監督庁の監督・指導のもとにあり、倒産リスクや保全・担保・引当て等が整合的に説明できるものでなければ融資できないという事情がある。

これをさらに集約すれば、事業評価の困難性解消のためのデータの蓄積・活用、不動産担保貸出から脱却して事業そのものを評価する金融手法の確立、法人化等に対応してのエクイティファイナンスによるサポート、情報提供機能・経営相談機能の強化、借り手（農業者）と金融機関（農協等）とのコミュニケーション不足にともなう関係性の向上、が主な問題点を踏まえての課題となろう。

（注4）鈴木（2010）38～40頁

### 3 現在取り組まれている対応策

先にみたとおり農協が集めた貯金に対して貸出金の割合が低迷していることは確かであり、農業情勢等からして資金需要そのものが乏しいことは間違いないが、こうした情勢のなかで貸出を伸長させていくにはいくつかの問題点と課題があることも明らかにした。容易ではないとはいえ、客観情勢は、これら課題を克服することによって問題点を解決し農業融資を伸長させ、農業、さらには地域に資金還元を強化していくことを求めており、これが結果として農林中

金に余裕金が集中する構造を若干なりとも緩和することにもなる。

そこで次に、リーマンショックによってこうむった甚大なる影響を乗り越えていくために打ち出された農協、信農連、農林中金の戦略・対応策を見てみる。

#### (1) 農林中金の経営安定化計画

1兆9千億円もの資本増強を実施する事態を招いたことから、09年度から4年間の経営安定化計画をスタートさせ、経営の刷新に取り組んできている。経営テーマとして、財務運営の見直し、体制整備・機能強化、の二つが掲げられている。

体制整備・機能強化の一環として農林中金自身の農林漁業金融の強化が打ち出されており、「JA・JF(漁協)・森組系統とともに、金融サービスの拡充、出資によるサポート強化、事業展開のサポートおよび農林水産業・環境への貢献を推進し、あわせて会員および農林水産業者と農林水産関連法人ならびに消費者との連携強化を実現することにより、農林水産業の振興、農林水産金融の発展、農村・中山間地域の振興および環境貢献に寄与する相乗効果の実現を目指す」としている。このため09年7月に農林水産環境事業部を設置するとともに、部内にエコ・フードビジネス推進室を置いて系統組織と一般企業との連携強化を推進していくこととしている。また農林水産業融資担当者を150名から200名に増員するとともに、農協・信農連への職員派遣(4年間で50名程度)を計画している。

こうした農林漁業金融への取組努力を前提にしながらも、大量の余裕金を発生する構造そのものを転換していくことは困難であることから、短期売買ではなく満期保有や安定した利益確保を基本スタンスに「より安全性の高い資産ポートフォリオへ」投資を転換していくこととしている。

#### (2) JAバンク中期戦略

こうした農林中金の経営安定化計画とも連動させながら、2010~12年を対象とする農協、信農連、農林中金を一体化させてのJAバンク中期戦略が策定されている。基本目標として「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンク」が掲げられており、「農業メインバンク・生活メインバンク」機能の強化を柱として、「本来的事業基盤である農業金融サービスを最重点に位置づけ、わが国農業のメインバンクとして確固たる地位を堅守し、また、利用者個人の生活における金融取引ニーズに重層的に応え、生活全般のメインバンクの実現をめざす。」としている。「農業メインバンク」機能強化として次のような取組みがあげられている。

グループをあげた訪問活動・サービス提供の集中的な実施～正組合員を中心とした中小個人農業者への農業金融サービスの提供に加え、向こう3年間で全国の大規模農家・農業法人等10万先以上に対して、グループをあげた訪問活動・サービス提供を集中的に実施する。

専門的なニーズへの対応力強化をめざして、県段階の信農連等に「農業金融センター機能」を整備～高度化する大規模農家・農業法人等の専門的なニーズへの対応力強化をめざす。「農業金融センター機能」は「担い手金融リーダー」や農業融資担当者の人材育成、訪問活動のサポートを担うほか、JAと連携して農業法人等大規模農業者への融資・相談対応も行う。

農業資金の商品拡充と農商工連携推進の積極展開～農業法人向けローン商品の拡充などの品揃えの充実を進めるとともに、生産者・JAと加工流通業者とのビジネスマッチング等、農商工

連携推進も積極的に展開する。

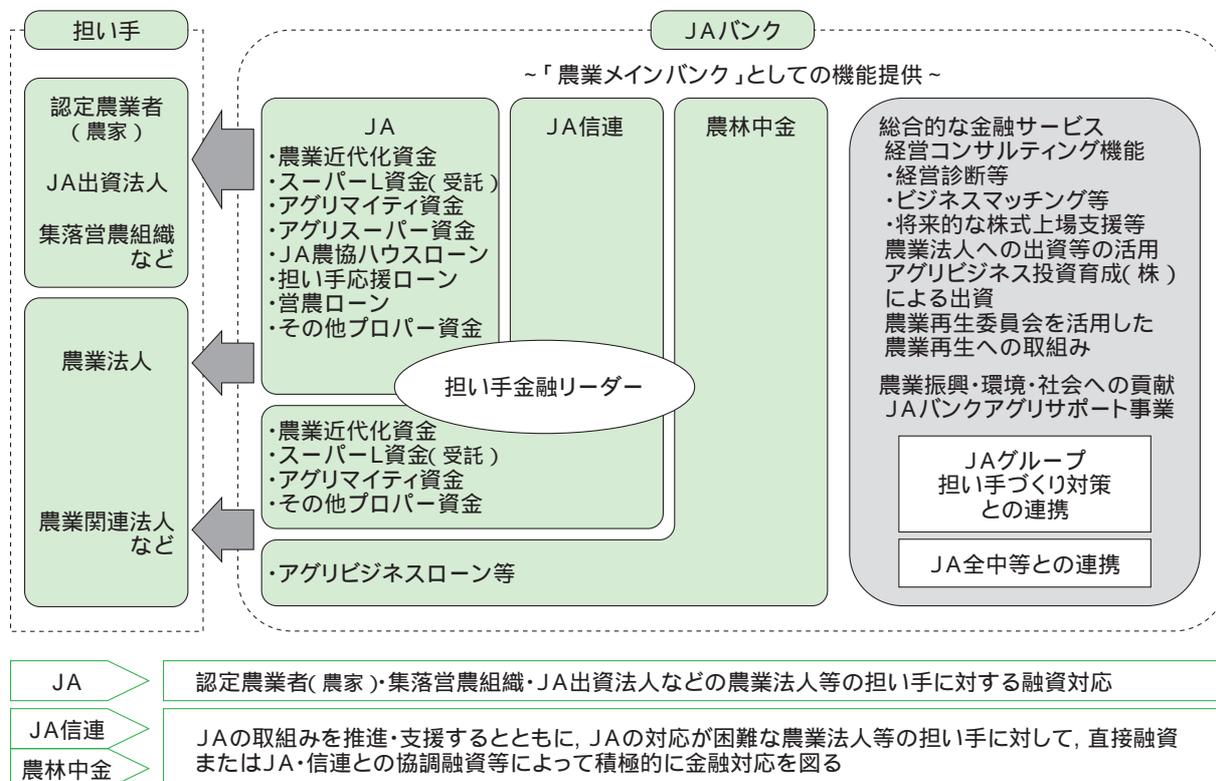
新規就農応援事業（CSR）の開始～将来的な農業の担い手を育成するため、JAアグリサポート事業の一環として、新規就農希望者の育成を行う農家等に対して費用助成する。

### (3) 農業担い手金融の具体的展開

こうした取組方策を踏まえて具体的に展開されている担い手に対する資金対応イメージを図示したものが第3図である。

取組みの基本は、認定農業者、集落営農組織、農業法人等の多様な担い手の資金需要に対応していくところに置かれており、このために農協、信農連、農林中金、さら

第3図 JAバンクの担い手金融強化に向けた取組み



出典 JA全中『JAファクトブック2010』  
資料 農林中金

には関連会社等も総動員して、さまざまな金融メニューを提供するとともに、担い手の多様な資金需要に対応して相談に乗ることができるよう担い手金融リーダーを設置している。

農協貯金を原資とするアグリマイティ資金（農業生産等の幅広い資金需要に対応）、JA農機ハウスローン（農機具・生産資材購入等の小口の農業生産設備資金に対応）、アグリスーパー資金（水田・畑作経営所得安定対策の対象者への短期運転資金）、担い手応援ローン（JAにおける青色申告支援者等を対象にした運転資金）等の農業資金のほか、農業近代化資金等の制度資金の取扱いも行っており、多様なメニューがそろえられている。

こうした農協における資金対応に加えて、農林中金も農業法人（米の生産・加工・販売、野菜の生産・加工、畜産、園芸等）向けのアグリビジネスローンの取扱いを行うとともに、JAグループと日本政策金融公庫との出資により設立されたアグリビジネス投資育成（株）は、農業法人への出資をつうじて、財務の安定化や対外信用力の向上、円滑な事業承継等をサポートしている。

さらには農林中金の基金拠出によって設立されたJAバンクアグリサポート基金は、厳しい農業経営を支援するためJA農機ハウスローン等の農業関係ローン利子助成事業を行うとともに、農業振興や環境貢献等に取り組む農業法人等に対し、アグリ・エコファンドをつうじた投資事業による資本

提供・育成支援を実施している。あわせて10度から3か年事業として、前述したように新規就農希望者を育成するための研修を行う研修受入先に対して助成するJAバンク新規就農応援事業を開始している。

また、技術力はあるながらも過小資本に悩む農業法人への資本供与を強化していくため、JAバンクはアグリビジネス投資育成（株）が農業法人に出資することをねらいとしたファンドを10年3月に立ち上げている。

こうした直接的な金融活動と連携させて、JAバンク、JA全中、JA全農、JA共済連の4団体の共催による全国規模の商談会を毎年、東京で開催している。09年2月の商談会では、全国の136団体が出展して1000を超える製品の紹介が行われ、系統団体の取引先等約2500名の来場があった。

このように、「本来事業である農業金融分野への原点回帰」に、それぞれの段階、関係会社等も含めて、それぞれの役割を分担して機能を発揮し、また補完し合うことによって、まさにJAグループあげて、かなりの程度に対策が講じられ、実行に移されつつある。特に法人経営体をはじめとする中核的担い手への金融対応の整備に力が入れている。とはいえ不動産担保に依存した融資からの脱却や経営データの蓄積等、残された重要な基本的課題も少なくはなく、またすでに実行に移されつつある施策等をさらに活性化させていくことが求められている。

## 4 地域社会農業と信用事業

農家の生活を維持し、農業・農村を再生していくために、これらの取組みをなんとしても実効あるものとして展開していかなければならないが、あらためて金融面で支援していく農業をどのように理解していくべきかを地域社会農業との関係によって確認しておきたい。そのうえで次に農業貸出を展開していくに当たって留意すべき事項について記すこととしたい。

### (1) 地域社会農業と担い手

筆者は機会あるたびに、先に提示した日本農業のグランドデザインとともに、その目指すべき方向は地域社会農業であることを強調してきた。<sup>(注5)</sup>あらためて要点のみ繰り返しれば、グランドデザインの基本は日本農業の特徴、すなわち 豊富な地域性・多様性、きわめて水準の高い農業技術、高所得かつ安全・安心に敏感な大量の消費者の存在、都市と農村のきわめて近い時間距離、里地・里山、棚田等のすぐれた景観、豊かな森と海、そして水の存在、を生かしていくところにある。そこでの農業の方向性は、適地適作、多品種少量生産、地域有畜複合経営、持続的循環型農業、長期地域営農計画と多様な担い手、農商工一体の地域づくり、を基本とする。したがってそこで展開される農業の柱は、地域資源の有効活用、特に水田の畜産的活用、集約型農業と土地利用型農業のバ

ランスのとれた組合せ、環境保全型農業、第六次産業化、直接販売・地場流通重視、都市農業の振興、都市と農村との交流、食育(食農教育)、直接支払いによる政策支援、となる。

こうした農業は、各地域での地域社会農業の積上げをつうじて実現されることになる。地域社会農業は「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ地域農業」をいうが、「地域住民の生活の向上と福祉の充実を目標に、その信頼関係を基底とし、地域農業の中核となる農家を組織リーダー、地域社会を形成する兼業農家を補助リーダーとし、さらに非農家も参加して、地域共同体で担うコミュニティ・レベルの農業」を基本的な内容とするものである。

すなわち農家・非農家によって構成される地域住民のコミュニティをベースとし、あくまで一定のまとまりをもった地域レベルの農業を基礎単位とするが、農業のねらいとするところは農家も含めた地域住民の生活の向上と福祉の充実にあり、これを実現していくために専業農家、兼業農家、自給的農家等により持続的循環型で環境にもやさしい農業を地域農業として展開し、こうして生産された農畜産物は地域住民の消費を優先し、地域住民が率先して農業経営を支えていく、そうした農業である。

中長期の地域営農計画を踏まえた農地利用計画にもとづいて営農は展開されるが、ここでの担い手である専業農家、兼業農家、自給的農家は、切り口を変えればビジネス

として農業に取り組むプロ農業者と、楽しみで農業を行う自給的農家に大別される。プロ農業者も積極的に効率化・規模拡大をはかるもの、中小規模ながらも高度技術を生かして集約的農業を行うもの、有機農業や放牧等のこだわり農業に取り組むもの等、その取組内容が分かれる。さらに経営形態も家族経営、法人経営、集落営農等に分かれる。こうした多様な担い手が分担・共生し、農地の集約化もはかりながら、地域農業を維持していくものである。

(注5) 蔦谷(2004)

## (2) 地域社会農業と農協

### a 基本的考え方

この地域社会農業を前提にした場合、農協はどのように位置づけられることになるのであろうか。

まず、この前提として強調しておかなければならないのは、農業の地域性・多様性を重視していくことからして当然であるが、地域での農業はそれぞれに独自の特徴を有しており、二つとして同じ地域社会農業は存在しない。したがって農業・農村を基盤とする農協の活動も原則は共通しているとはいえ、それぞれに異なり、全国一律的なマニュアルは参考にはなっても、これですべて必要十分な活動の展開が可能になることはありえない。

さて地域社会農業は、農家・非農家によって構成される地域住民のコミュニティをベースとし、農業ばかりでなく生活・暮らし全般にかかわることから、おのずと農協

は地域協同組合的位置づけを持ちながら、職能協同組合的役割を果たすことになる。すなわち地域社会のプロモーターとしての役割を持ちながら、地域農業のプロモーターとして強力な役割を果たしていくことが当然のこととして期待される。

ここでのコミュニケーションは地域住民の自主的・主体的参画があってはじめて形成されるものである。したがって農家と農協との関係も単なる顧客へのサービス提供にとどまるものではなく、農家と農協は協働的關係によって結ばれるものであり、農協運営そのものが農家・組合員の参画を前提にし、その意向が強く反映されたものでなければならない。

こうした観点からすれば、農協合併による農協の大規模化はコミュニケーションの希薄化を招き、農家・組合員の自主的・主体的参画は困難になり、農家・組合員の顧客化、農協事業のサービス化を促進する傾きがあることは否定し難い。農協経営の効率化から農協合併・農協大規模化がすでに戻れないところまできていることからすれば、生産部会や店舗配置を含めた支店運営のあり方等の見直しをはじめとする協同組合内協同づくりに本格的に取り組んでいくことがこれからの大課題となる。<sup>(注6)</sup>

農協組織のあり方については別途機会をあらためて詳細に論じる必要があるが、とりあえず上記のような整理からすれば、自ずと経済事業の前提として営農指導事業が重要な位置づけを占めることになり、経済事業を金融面でバックアップしていくと同

時に生活金融等についてのニーズに対応していくことが信用事業の基本的役割となる。

#### b 経済事業・信用事業の方向性

営農指導事業を前提とした経済事業は、多様な担い手が生産した農畜産物を、政府等による経営支援を含めながらも、再生産を可能とする価格での販売を実現するとともに、一方では良質かつ低コストな資材として提供し、家計を成り立たせていくことが基本となる。

販売はこれまで一貫して市場流通がメインとなってきたが、国際化・自由化にともない流通システムは大きく変化してきている。市場流通が減少する一方、中小規模層農家は地場流通での産直への出荷を増加させてきており、大規模農家も直接販売や食品産業・量販店等との契約生産を伸ばしてきている。

農協も市場流通に加えて直売所を設けて産直に力を入れるところが増えている。その意味では農協の中小規模層農家に対する対応は一定程度まで行われているといえるが、農協が間に入ってから食品産業や量販店等への販売は手薄であり、大規模層への対応は不十分であるのが現状である。「川下の食品産業や消費者の行動の変化が川上の農業に波及するのは遅く、食品産業と農業の間に構造的なミスマッチが存在」すること等から、企業が農業に直接参入する動きが活発化しているが、一方で企業の生産能力には限界があるとともに、技術的蓄積に

乏しいことから、農協との提携を望む企業も多い。まさにJAグループあげて、ミスマッチをカバーすべく、営農指導事業は勿論のこと、販売事業の持つ需給調整機能や情報機能、物流機能、産地支援機能等を強化していくことが求められている。<sup>(注7)</sup>

こうした営農指導や販売事業と連携しながら、特に農業生産を金融面で支えていくのが農協信用事業の本来の役割であるが、経済事業を前提とすることによって信用事業が生きてくる関係にあるということでもある。3の(3)で触れたように金融メニューはかなりの程度既に用意されてきており、次はこれを活用して実際の貸出等に結びつけ、農家経営の支援、経営収支の向上にまでつなげていくことが期待されるステージにきているといえよう。

(注6) 田中(2008)は、これを「大きな協同組合のなかに、小さな協同・協同組合をつくる」と表現している。

(注7) 蔦谷(2009)

## 5 農業貸出活性化のための条件整備

こうした日本農業における地域社会農業の重要性、地域社会農業の中での農協の位置づけ、農協事業・活動の中で期待される信用事業の役割を踏まえて、貸出、担い手金融のいっそうの活性化をはかっていくためにはいくつかの領域での条件整備が必要となる。これには2(2)で明らかにした5つの課題も当然のことながら織り込まれていなければならない。

## (1) 農業貸出の意義の徹底

### a 問われている存在意義

「農業」協同組合であり「農林」中金である限り、本来的使命として農業を中心とした第一次産業の発展のために貸出によって資金還元していくことは当然の義務であり、十分な貸出が行われなければ、その存在意義が問われることになる。<sup>(注8)</sup>

### b 求められつつある公共性

銀行業務は公共的性格を有するとされ、公的資金が投入される根拠は公共性の維持に置かれている。銀行法では「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図る・・・」(銀行法第1条)とされており、公共性概念には預金者保護、信用秩序の維持、金融の円滑化が含まれる。まして協同組織金融機関として農協は農業貸出を円滑に行う責務を担っているといえることができる。

ところでアメリカには、金融機関に「地域の信用需要に積極的にこたえる」ことを義務付けた「地域再投資法(CRA = Community Reinvestment Act)」が存在する。そもそもは地域に住む低所得者層に対する信用供与を促し、かつ地域の経済発展に貢献することを目的として1977年に成立したものである。わが国でも銀行の公共性を背景に中小企業への融資促進など、より一層地域に貢献させる体質に改善させるための金融アセスメント法案を提案する動きがある。<sup>(注9)</sup> 昨(2009)年12月に施行された中

小企業金融円滑化法も、こうした流れの一環と理解される。

今後こうした流れが本格化するほどにJAバンクの農業貸出を中心とした金融対応の強化が厳しく求められることになり、こうした流れを先取りして条件整備を急ぐ必要がある。

(注8)「農業」という切り口とは異なるが、小野澤(2009)は、「(2009年)6月の金融審議会報告では、20年前の金融制度調査会報告に比べて、『協同組織性』については、その本質や金融業務との関連を問うものになっている。」と指摘している。

(注9)山口(2002)第4章

## (2) 競争力の確保

### a 経済事業との連携強化

農協の貸出については、現場では地銀等との激しい競争にさらされており、またこれまでの金融対応の経緯もあり貸出伸長を実現していくことは容易ではない。

金融機関は資金供給にとどまらず情報提供や経営相談機能をも求められているが、借り手が最も望んでいるのは有利販売が可能な販売先の紹介である。すでにJAグループあげての商談会が開催されているが、これにとどまらず平常レベルで販売先の紹介をはじめとする提案が可能な仕組みを構築していく必要がある。本来、総合事業であること自体がJAグループ最大の武器であり、経済事業と信用事業のさらなる連携強化が必要とされる。

### b 大規模農家・法人対応の強化

これまで販売事業は市場流通を中心としてきたが、農協が直売所を設けることによ

って中小規模層農家の有利販売が可能な販売先が確保されるようになってきた。問題は大規模農家，法人への対応であり，基本的には技術や経営管理のレベルが高く農協による営農指導等には限界があるだけに，上述の販売先紹介等販売力強化が大きな意味を持つ。農協が出荷をとりまとめ，食品メーカー，量販店，中食・外食産業等への販売を増加させていくためには，JA全農や農林中金等全国連の特段の役割発揮が求められる。

### (3) 農業貸出推進体制の確立

#### a 農家経営管理支援システムの確立

経営改善と結びついた営農指導や販売対策を行っていくとともに，貸出審査で欠かすことができないのが経営データの蓄積と分析，その活用である。

宮崎県では農家経営管理支援システムを導入することによって，農家経営データの蓄積・分析を可能にしており，農家の経営改善や貸出審査にきわめて大きな役割を果たしている。基本になっているのが青色申告の農協による記帳代行であり，青色申告会の会員農家は農協以外での取引を記帳したものを持参すれば，これに農協との取引分が合算されて確定申告に必要な書類が作成される仕組みとなっている。そしてこれを加工することによって，経営改善データとして指導に大いに役立っているところにポイントがある。<sup>(注10)</sup>

これまでの農協の農業貸出においては全般的には農家経営を数値でしっかりと把握

していくことが不十分であったことも手伝って，不動産担保貸出に依存する傾向があったと言わざるを得ない。これを事業そのものを評価することによって貸出をしていくためには，宮崎県のような農業経営管理システムの導入・徹底は不可欠である。ある意味では農業者と農協とは運命共同体的関係にあり，経営データという客観的数値をはさんで農業者とやり取りを行いながら，ともに納得の行く貸出・回収を行い，経営改善，経営安定，規模拡大につなげていくことによって，組合員から預かった貯金を農業，地域のために生かしていくことが望まれる。

なお，これらデータは，政策要請をしていく場合の具体的根拠として大きな役割を果たすことも期待される。

#### b 農業金融センターの充実

農家経営データの蓄積・分析をベースにこれを経営改善に結び付けていく仕組みがきわめて重要である。しかしながら高度な専門性を要する案件も少なくなく，農協での対応が困難な場合に，これを補完していく県レベルでの農業金融センターの設置とその十全な機能発揮が必要とされる。これが貸出にともなう債権保全をより確実なものとする効果を持つことにもなる。

宮崎県の場合は，農家経営管理支援システムによる経営データをもとに農協での営農や経営指導が行われ，経済事業や信用事業とも連携させているが，こうした農協レベルでの対応を前提として，県レベルの農

家経営支援センターが設置されている。農家経営支援センターは県中央会3名，その他県連からの出向者3名，県OB3名によって運営されており，併行して設けられている県広域普及員や試験場技術者を中心とする50名の農業経営コンサル団を加えて，地域センター（農協）職員に対する経営指導能力向上研修，会員（農業者）の農業経営改善支援・指導，組織協議会（青色申告会）の活動支援を行っている。農業経営改善支援・指導については，農家経営支援センターのメンバーと農業経営コンサル団によって組織されるコンサル班により，農協での対応が難しい案件についての指導・支援が行われる。そして農家経営支援センターの活動は05年までは「病気治療型」であったものが，06年以降は「病気予防型」へと切り替えられ，「農家経済とJA経営の健全化，地域の農業振興・発展に寄与」する取組みが行われている。

（注10）蔦谷（2009）

#### （4）コミュニケーションの向上

##### a 訪問活動

農協と組合員とのコミュニケーションの希薄化を背景にして，各事業とも渉外体制の強化に努めつつある。渉外担当者を経済事業ではTAC，信用事業では金融渉外等，共済事業ではLAと称しており，組合員との触れ合いによって“絆”を取り戻していくことが原点である。これを単なる御用聞きに終わらせるのではなく，提案型によって農家の経営改善，経営安定にまで結び付

けていくことが肝心であり，専門性重視から事業ごとの縦割りになっている渉外体制に，横串をさして連携が十分にとれるようにしていかなければならない。

##### b 農協段階までの周知徹底

先に見たとおりJAグループ全体で見れば金融メニュー等はすでにかなりそろえられているが，実際に農協の金融担当にまでこれら情報が行き届いていない場合もあり，まして十分に理解をして農業者に対応しているかどうかは疑問である。まずは情報を周知徹底させていくことがスタートとなる。

##### c P R

農協への情報の周知徹底だけでなく，JAグループ全体での取組みについて，広く一般に知らしめていくことがますます重要になってきている。農協批判の報道が飛び交っているなか，これをただし，現場の実態を積極的に発信していくことが求められる。

#### （5）人材育成・組織等

##### a 人材育成と協同組合精神

協同組合金融における担い手金融の基本は，貸出担当者が生産農家の経営を自分自身の問題と受け止めて対応していくところにある。貸出金額を伸ばしていくこと，あるいはマニュアルどおりに対応していくことだけが自己目的化するようでは，生きた貸出には結びつきにくい。農業者と一緒に

なって経営改善に取り組もうとする姿勢・心があつてこそ、おのずと適切な金融措置を講ずることができるようになるとともに、販売の確保、コストの低減等をつうじて経済事業との連携につながってくる。

このためにはバックボーンとしての協同組合精神を自分のものとしていくことができるよう職員教育に注力していくと同時に、OJT（職場内教育）の徹底、職場風土の改善、さらには職員の評価制度の見直し等と連動させていくことが必要とされる。

#### b 地域金融力の維持

組織整備等にもない農林中金支店での貸出を母店支店に集約するなり、支店そのものを廃止する動きもあるが、これにともなうそれまで組織三段階制によって維持してきた県内の貸出をはじめとする金融対応力をキープしていくための特段の努力が求められる。

農林中金支店を廃止する前提として、県内におけるこれまで保持してきた金融対応力をあらたな体制の下でも維持・向上させていくことができるよう、県内金融戦略を策定し、戦略遂行に必要な体制整備が行われることが必要である。

### むすび

以上、JAバンクにおける農業貸出伸長の必要性とそのため求められる条件整備

を中心に<sup>る</sup>述べてきた。このための問題・課題は多岐にわたり、基本的な農協のあり方論と同時に、時代の変化に対応可能な事業論の双方からの整理が必要とされる。すなわち単なる農業貸出、信用事業の話だけではとうてい対応不可能であり、農協、信農連、農林中金の組織三段階、さらには経済事業、営農指導事業、共済事業も含めての、高度な戦略性と一貫した哲学の下での事業見直しと地域に応じた適切な展開が求められている。その意味では経営トップの見識とリーダーシップの発揮がきわめて重要な意味合いを持つ時代を迎えているともいえる。

#### <参考文献>

- ・小野澤康晴（2009）「協同組織と金融」『農林金融』12月号
- ・木原久（2009）「JAバンクシステムと農協信用事業の展開方向」田代洋一編『協同組合としての農協』筑波書房
- ・鈴木利徳（2010）「日本食農連携機構の紹介」『農林金融』4月号
- ・田代洋一（2009）「協同組合としての農協の課題」田代洋一編『協同組合としての農協』筑波書房
- ・田中秀樹（2008）『地域づくりと協同組合運動』大月書店
- ・蔦谷栄一（2004）『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・蔦谷栄一（2009）「地域社会農業における農協の役割と機能」『農林金融』11月号
- ・長谷川晃生（2010）「大規模農業経営体の経営と金融ニーズ」『農林金融』4月号
- ・山口義行（2002）『誰のための金融再生か』筑摩書房
- ・山下一仁（2009）『農協の大罪』宝島社
- ・吉田喜一郎監修・農林中金調査部研究センター編（1985）『地域社会農業』家の光協会

（つたや えいいち）

# 談 話 室

## 19世紀が生んだロマンチスト，ライファイゼン

野や山裾がいっせいに生命力ゆたかな色彩で覆われる五月のドイツ。その魅力を讃えた詩や芸術については昔から枚挙にいとまがないが，中でも僕はH．ハイネの詩にR．シューマンが音楽をつけた「美しい五月に」Im wunderschönen Monat Mai（「詩人の恋」の第1曲）がとりわけ好きだ。それは詩や音楽がこの上なくロマンチックであるというだけではなく，19世紀中葉という激動の時代に呼吸し，不安を覚えながらも新たな胎動を期待する人々の瑞々しい感性を彷彿させるからである。

ライン河畔のノイヴィート市の一角にファーター(父)・ライファイゼンの記念碑がたっている。ポンの近郊に住んでいた僕は，色とりどりの草花が心地よい芳香を漂わせる五月によくこのライファイゼン像を訪れ，19世紀中ごろの農村に想いを馳せた。

封建制の長い眠りから覚め，ドイツ社会は新しい時代の到来に沸き立っていた。東部ドイツ，西部ドイツの構造的差異を抱えながらも資本主義経済は爆発的なエネルギーを誇示した。イギリスからかなりの遅れをとったとはいえ，一部の関係者は意気揚々とこの時代を謳歌したであろう。それは歴史的事実が示している通りである。ただ農村，特に小農地域においては，近代化の過程は複雑に推移した。生産力の著しい上昇が約束されながらも，ほとんどの小農(農業の家族経営)は資本主義的商品・貨幣経済の進展に自力対応ができず，多くの場合自らの市場対応を，高利貸しを筆頭とする前期的商人資本に依存せざるをえなかった。ここに資本主義経済の進展と小農経営の存在という矛盾から生じる悲劇が始まった。

五月の風景はこの時代もすべての農村住民をやさしく，美しく包み込んだのであろう。しかし少なくない農民は経済的な没落を余儀なくされ，債務奴隷化の道を歩まねばならなかった。当時の文献・資料はこうしたプロセスを生々しく伝えている。

そんな窮地を救ったライファイゼンという人物は，僕自身の研究によれば，

冷静な判断力を備えたきわめて柔軟なリアリストであったことがうかがわれる一方、壮大な夢を抱いたロマンチストでもあった。少なくとも僕はそう思っている。資本主義経済の進展は生産力の限りない上昇を保証する一方で、封建時代に確立した三圃制農法を崩すプロセスでもあった。19世紀中ごろには耕地強制がほぼ一掃され、経営の個人志向が定着するなど村落共同体は解体の一途を歩むのであるが、共同地がまだまだその役割を主張するなど、様々な古い村落機能が残存した。19世紀中ごろのドイツ農村は正に過渡的様相を呈していたのである。

ライファイゼンの果たした功績については、今日まで様々な角度から数え切れないほどの讃辞が送られている。そうした中、僕自身、ひとことで強調するならば、農村に残存する村落自治の諸機能(それはもとより領主権も及ばないものであった)を最大限に活用しながら、農村に信用組合という形の(近代的)金融制度を導入し、農村住民にその大切さを自覚させたことであろう。彼の果たした啓蒙的な役割、これこそが最も強調されるべきなのである。しかし、それは壮大なロマンであった。

爛熟した社会において現状を肯定しながら浅い呼吸を繰り返す人々よりも、混沌とした過渡期に手探りでロマンを求める人物像ははるかに生命力と魅力に富む。農民の惨状に胸をいためたが故に、農村に新しい秩序を導入しようとしたライファイゼンは、そのような意味で極めて魅力的な人物であっただろうし、まさに19世紀中葉という時代が生み出した人物でもあった。僕はこれからの研究の時間、ロマンチスト・ライファイゼンにもっと光をあてて、彼ののこした膨大な書簡を読みなおしたいと考えているのである。

五月の陽光にたたずむライファイゼン像は、他のどの季節におけるよりも輝いていた。

五月の訪れの喜びを繊細な音符で綴ったR・シューマンは今年生誕200年を迎えた。彼の音楽は今なお人々の心に19世紀の熱いロマンを届けている。そして8年後には、ドイツの農村社会に壮大な夢を運んだロマンチスト・ライファイゼンの生誕200年祭がやってくる。

(酪農学園大学酪農学部教授、日本協同組合学会会長 村岡範男・むらおかのりお)

## 発刊のお知らせ



### 解説・WTO農業交渉

日本人の食は守れるか

石田信隆 著

A5判192頁 定価1,890円(税込) 農林統計協会

WTO農業交渉は開始以来10年を経過したが、開発途上国と先進国の間の対立が主な原因となって膠着状態になっている。しかし現在の合意案は日本にとって極めて厳しいものであり、今後さらに交渉戦略を練っていくことが求められる。

本書ではまず、ガット・ウグルアイ・ラウンド交渉に至る経過およびWTO農業交渉の経緯・現状の分析の上に立って、WTO農業交渉の問題点と日本にとっての交渉課題を提示した。次に、FTAや東アジア共同体構想について考察し、日本がとるべき戦略について提言した。さらに、自由貿易の利益のみを説く単純な農産物市場開放論の誤りを明らかにし、これからの望ましい農産物貿易政策と農業政策のあり方について、提言した。

農業問題、食の問題に関心のある方々に、是非ご一読いただきたい。

#### 目 次

- 第1章 ガットとWTO
- 第2章 WTOドーハ・ラウンド交渉の概要
- 第3章 WTO農業交渉の経過
- 第4章 WTO農業交渉の争点
- 第5章 WTO交渉のどこが問題か
- 第6章 「非貿易的関心事項」とWTO
- 第7章 農産物貿易と持続可能な世界
- 第8章 日本のWTO交渉の課題
- 第9章 FTA/EPAと農業
- 第10章 東アジア共同体構想と日本
- 第11章 農業の貿易理論と政策

購入申込先……………(財)農林統計協会 TEL 03-3492-2990

お問い合わせ……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700

# 大旱魃下におけるオーストラリア米生産の縮小要因

## マランビジー川流域における灌漑水の割当と水取引

主任研究員 平澤明彦

### 目次

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 1 旱魃と米の需給               | 3 水不足への対応     |
| 2 マランビジー川にみる米生産縮小の具体的要因 | (1) 小麦・大麦等の作付 |
| (1) 豪州における灌漑と米産地        | (2) 水の節約      |
| (2) 灌漑水の割当減少            | (3) 米産業の対応    |
| (3) 値上がりした水を売却          | 4 今後の展望       |

### 〔要 旨〕

- 1 オーストラリア南東部では過去10年に渡り乾燥した状態が続いている。この「大旱魃」により、オーストラリアの米の作付面積と生産量はピークであった2000/01年対比で1%強にまで縮小し(07/08年)、現在も10.7%に留まっている(09/10年、作付面積)。こうした大幅な縮小は、灌漑水の割当減少と、他部門・地域への水割当の売却によるものである。
- 2 NSW州のマランビジー灌漑地区では、水源ダムの水量が減るとともに灌漑水(低優先順位)の割当が97年から削減され、06年以降は概ね水利権に対して20%以下に抑えられている。しかも年度当初における水の割当はさらに少なく、07年以降はゼロであった。優先順位の高いワイン用ブドウなど永年作物向けの灌漑水も、06年に割当が削減され、07年以降は年度当初の割当がゼロとなった。
- 3 しかも他の灌漑地域では水の割当がさらに少なく、年度中における割当の時期も遅れた。特にVic州とSA州の永年作物部門では水の追加購入需要が高まった。そのため水取引価格が上昇して、NSW州から水割当の売却が増加し、08/09年にはマランビジー川の割当量の4割程度が売却された。水を売却した米生産農家は、米の代わりに灌漑水の所要量が少ない小麦や大麦を作付けている。
- 4 米生産の本格的回復には水割当の回復と水取引価格の低下が必要である。ただし大旱魃が終息したとしても、環境用水の不足や水利権の過剰発行、長期的な降水量の減少見通しのため、灌漑水の割当はせいぜい本来の水利権の7~8割とされている。一方で80年代以降、土壌の保水力検査等により水の節約が進められている。水の供給制約と水利用効率のバランスが、今後の米生産回復を左右するであろう。

オーストラリアの農業は長期に渡る<sup>かんばつ</sup>早魃で大きな被害を受けているが、中でも影響が大きいのは稲作である。オーストラリアはジャポニカ米の主要な輸出地域の一つであったが、早魃のため近年は生産が急減して純輸入国に転じている。これまでの推移と要因および今後の見通しについて、マランビジー川灌漑地域を中心に、水取引の影響も交えて紹介したい。<sup>(注1)</sup>

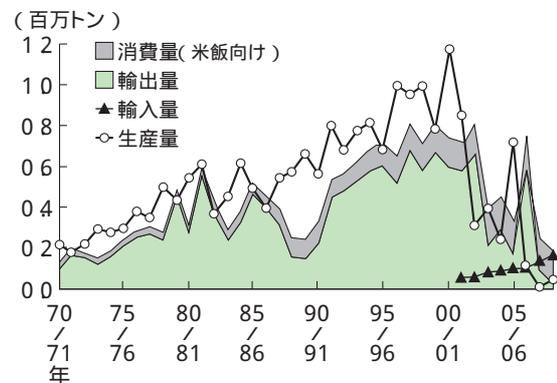
(注1) 2010年3月時点までの情報に基づき執筆した。

## 1 早魃と米の需給

米産地の位置するオーストラリア南東部では過去10年に渡り乾燥した状態が続いている。しかも2000年以降、100年に一度といわれる全国規模の早魃が02/03年、06/07年、07/08年の3回発生した。オーストラリアは世界で南極に次いで2番目に乾燥した大陸であり、早魃は過去にもしばしば発生してきた。しかし今回の早魃は気候データの存在する過去約1世紀間には例を見ない規模であり、「大早魃」(The Big Dry)と呼ばれている。大早魃の要因としては、エルニーニョやインド洋ダイポール現象<sup>(注2)</sup>による気候パターンの周期的な変化が挙げられるほか、地球温暖化の影響も懸念されている。<sup>(注3)</sup>

米の作付面積と生産量(第1図)は02/03年から急低下し、07/08年には、ピークであった00/01年(17.7万haおよび117万トン、<sup>(注4)</sup> 精米換算)対比で1%強(0.22万haおよび

第1図 オーストラリアの米需給推移  
(1970/71年~2008/09年)



資料 Australian Commodity Statistics 2009のデータより算出・作成

(注1) 精米ベース。

2 生産量はPSDの精米比率0.715により換算。

1.25万トン)にまで縮小した。その後はやや回復して08/09年の生産量は4.5万トン、09/10年の作付面積は1.9万ha(推定値、ピーク時の10.7%)となっている。

輸出は90年代半ば以降年間60万トン程度あったものが生産の減少を受けて03/04年から急減し、08/09年には2.2万トンにまで縮小した。一方で国内需要はアジア系住民の増加や米食の浸透から(立岩[2004, 175-176頁])増加が続いている。そのため、07/08年からは国内需要を賄うために輸入超過に転じた。

(注2) エルニーニョは太平洋東部と西部の間における海水表面の温度差が変動して風向き、気圧配置や降雨パターンの変化をもたらす現象。インド洋ダイポール現象はインド洋における同様の現象。

(注3) オーストラリアの早魃については平澤(2009)を参照。また、オーストラリアの経験は気候変動への対応例としても興味深い。

(注4) 08/09年までの需給データはABARE(2009d)、09/10年はABARE[2010]による。

## 2 マランビジー川にみる 米生産縮小の具体的要因

### (1) 豪州における灌漑と米産地

オーストラリアの灌漑面積は農用地の0.4% (07/08年) に過ぎないが、農業部門は貯水利用の65% (04/05年) を占めている。灌漑面積の4分の3は南東部4州にまたがるマレー・ダーリング流域に集中しており、米の大部分を生産するリベリナ地方もその中に位置している (平澤[2009])。

ニューサウスウェールズ (NSW) 州南部のリベリナ地方は、マランビジー川とマレー川の流域にまたがっている。リベリナ地方の気候は乾燥しており (立岩[2004, 176-177頁])、作物の生産には灌漑が必須である。灌漑水はおもにこの2河川に依存している。

リベリナにはマランビジー、コーリンバレー、マレー・ヴァレーの3つの灌漑区があり、筆者は09年12月にマランビジー灌漑区を訪問した。ちなみに当灌漑区における米作農場の典型的な経営規模は約400ha、米の作付面積はその3割に制限されているので120haである。

(注5) 現地農家や農業団体、ヤンコ農業研究所での聞き取りによる。

(注6) 豪州米生産者協会による。

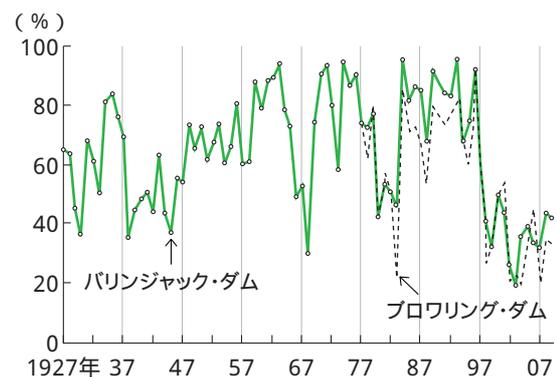
### (2) 灌漑水の割当減少

マランビジー灌漑区の水源はマランビジー川上流にある2つのダム (パリンジャッククおよびプロウリング) である。その貯水

率は97年以降低水準が続いている。03~04年には約20%に達し、その後も30~40%に留まっている。これほどの低下と期間の長さはいずれも、古い方のダムであるパリンジャック・ダムの完成 (1927年) 以来初めてのことである (第2図)。

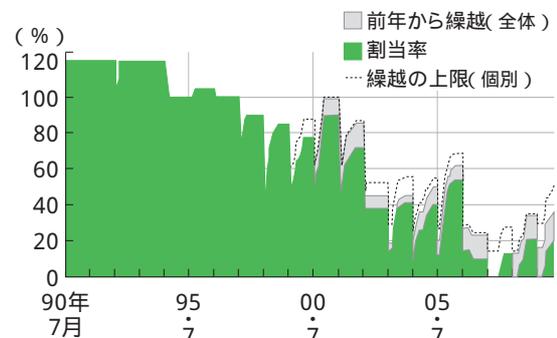
その結果、マランビジー川流域における灌漑水 (低優先順位、後述) の割当は年々切り下げられ、06年以降は概ね水利権に対して20%以下の水準が続いている (第3

第2図 マランビジー川のダム貯水率  
(1927~2009年)



資料 NSW Office of Waterのデータより作成  
(注) パリンジャックは27年、プロウリングは68年完成。

第3図 マランビジー川流域の水割当推移  
(水利権対比)  
(1990年7月~2010年3月)



資料 NSW Office of Waterのデータと灌漑会社資料より作成

(注) 1 優先順位の低い水利権への割当。  
2 水年度は7月~6月。  
3 繰越の制度は99年度に導入 (ABARE[2009c:p21])。  
4 データは2010年3月10日時点。

図)。この割当の決定はNSW州政府による。

また、水利権は優先順位の異なる区分に分かれており（第1表）、水が不足した場合は都市用水などに優先的に割り当てられ<sup>(注7)</sup>る。そのため旱魃による水使用の縮小はおもに農業部門となっている。農業のうちでは永年作物（ワイン用ブドウ、果樹園など）には優先順位の高い（high security）水利権が、米など1年ごとに栽培する作物は優先順位の低い（general security）水利権が与えられている。2010年2月時点におけるそれぞれの水の割当率（実際の水割当量/水利権）は、前者が95%、後者が20%であり、これに加えて前年度未使用分の繰越<sup>(注8)</sup>（全体で16%）も使用できる。また、優先順位の低い水利権については灌漑会社による4%の上乗せ（第3図では省略）も提供さ

れている。なお、全般に割当量に比べて使用量実績が少ないが、これは次でみる水取引も影響していると考えられる。

それ以外の水利権区分についてみると、送水（コーリンバレー灌漑）用の割当は、旱魃のため本来の最低水準より引き下げられている。補助用水の水利権による割当は<sup>(注9)</sup>実際にはほとんど使用されていない。

水割当は、毎年7月から翌年6月までの水年度に沿って管理されている。

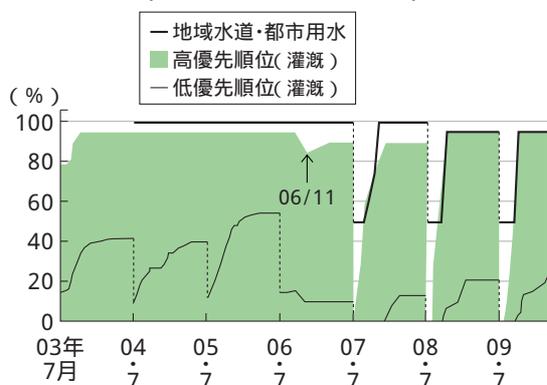
優先順位の低い水利権は水が不足している年には年度当初の割当率が低く、その後の降水などによる利用可能な水量に応じて引き上げられていく。それに対して、優先順位の高い水利権に対しては95%ないし100%の割当が規定されており、通常はその全てが年度当初から割り当てられる（第

第1表 マランビジー川における水利権と水の割当および使用(2008/2009水年度)

水利権の区分	水利権持分	構成比(%)	割当規則(一時停止中)	割当率	割当量(ML)	使用量実績(ML)
沿岸住民の家庭・家畜用水	35 922ML	1.2	100%	95%	33 848	28 845
地域水道施設	23 586ML	0.8			22 407	14 241
高優先順位	都市用水	19 769ML	95%	95%	18 781	18 781
	アポリジニ	500ML			0	301
	研究	320ML			0	304
	灌漑	356 831 株	12.3	0.95ML/株	0.95ML/株	337 680
灌漑(低優先順位)	1 887 857 株	65.1	高優先順位への割当が95% (0.95ML/株)に達してから割当	0.21ML/株	397 187	195 261
送水(マランビジー灌漑)	243 000 株	8.4	低優先順位への割当に連動、最低60 000ML	176 529ML	176 529	117 740
送水(コーリンバレー灌漑)	130 000 株	4.5	低優先順位への割当に連動、最低111 600ML	87 043ML	87 043	31 990
送水	2 968 株	0.1		0.07ML/株	208	143
補助用水	198 780 株	6.9		1ML/株	196 922	1 649
合計	2 899 533ML	100.0	長期平均年間取水限度量 1 925 000ML	34.7%	1 007 336	568 581

資料 NSW Office of Waterのデータ、2003年マランビジー規制河川水資源共同利用計画、NSW DWE[2009:p.1]より作成。  
 (注)1 水利権持分の単位には水量(ML)と単位株の2種類があるが、1株当たり最大の割当量は1ML(メガリットル)なので、両者は同様のものとみなすことができる。  
 2 各区分とも、割当の上限は100%ないし1ML/株。  
 3 合計の割当率は水利権持分および割当量の合計から算出。

第4図 マランビジー川流域の水割当推移  
(水利権の区分別)  
(2003年7月～2010年3月)



資料 NSW Office of Waterのデータと灌漑会社資料より作成

(注) 1 水年度は7月～6月。  
2 データは2010年3月10日時点。

4図)。

優先順位の低い水利権への年度当初における水割当は96年まで100%であったのに対して、97年に75%、98年以降は概ね50%以下となり、さらに03年以降は10%前後、07年以降はゼロとなった(前図)。こうした年度当初における割当の少なさは農家にとって水供給の不確実性を意味しており、米の作付を制約したと考えられる。

優先順位の高い水利権への割当も、06/07年以降は不安定化している。まず06/07年には年度の途中(06年11月)で優先順位の高い水利権(灌漑)への割当が引き下げられ、通常保証されている95%を下回った(同時に優先順位の低い水利権への割当も引き下げられた)。これ以降、水の配分に関する規則は停止されて現在に至っている(注7を参照)。そして07/08年以降は毎年、年度当初における優先順位の高い水利権(および優先順位の低い水利権)への割当がゼロとなった。また、同じく07/08年以降、通

常は100%の割当が保証されている地域水道・都市用水も年度当初の割当が50%に引き下げられた。優先順位の高い水利権、地域水道・都市用水ともに年度中の追加割当により、年度半ばまでには概ね保証水準まで割当が回復したものの、水供給は全区分において不確実となり、とくに灌漑水の供給は年度当初において全く保証されなくなったのである。これは長期に渡り作物の生育を維持しなければならない永年作物の生産者にとっては、とりわけ深刻な事態であったと考えられる。

それでもマランビジー川の状況は、他の灌漑地域に比べれば良好であった。他の灌漑地域では、水の割当がさらに少なく割当の時期も遅かったからである。07/08年についてみれば、NSW州内のマレー川では優先順位の高い水利権であっても最終的な水の割当は25%に過ぎず、かつ年度後半の2月途中まで割当はゼロであった。ヴィクトリア(Vic)州およびサウスオーストラリア(SA)州のマレー川でも、優先順位の高い水利権に対する割当は3～4割であった。そのため、とくにVic州とSA州の園芸農業地域で水割当に対する需要が強くなった(NWC[2008, p.6])。

(注7) オーストラリアでは水資源の管理は原則として州政府の管轄である。マランビジー灌漑区とコーリンバレー灌漑区への水の配分に関する規則は、NSW州の2000年水管理法と、それに基づく2003年マランビジー規制河川水資源水共同利用計画に定められている。ただし旱魃のため2006年11月以降、この水共同利用計画は一時停止されている(NSW DWE [2009, p.3])。また、2007年水資源法(これは連邦法)により、マレー・ダーリング水域当局が設置され、東部諸州

にまたがる当該水域計画全体を司るようになった(NWC [2008, p.6])

(注8) 水の割当時期が遅い場合、農家は水を使いきれない(ABARE [2009c, p.12])。作物の作付け時期が過ぎており、生育も進んでいるといった事情が推察される。

(注9) 先に見た灌漑会社による低優先順位の水利権への4%の上乗せは、近年におけるシステムの効率性向上に由来しており、これらの水利権を利用したものではない(マランビジー灌漑会社による)。

### (3) 値上がりした水を売却

米の生産は水の割当以上に縮小している。米(および小麦・大麦など低付加価値の作物)生産農家が水取引制度を利用して水を売却しているためである。おもな買い手はワイン用ブドウや果樹など高付加価値の永年作物部門である。NSW州では水取引の制度が発達しており、そのほとんどはその年の水割当を売買するものである。以下ではそうした取引の動向について説明する。

供給が逼迫する中で水割当の価格は大幅に上昇した。以前は千トン当たり50豪ドル(1豪ドルは約80円)以下であったものが、06/07年には200~500豪ドルに上昇し、07/08年のピーク時には1,000豪ドルを超え

第5図 マランビジー水取引所における水割当の価格推移(2006年8月~2010年2月)



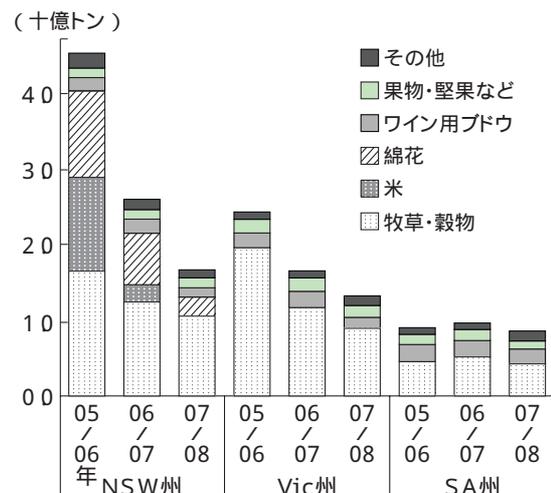
資料 Murrumbidgee Water Exchangeのデータより算出・作成

(注)1 09年9月以前は月次データによる。  
2 09年10月以降は日次データより算出(取引量による加重平均)。

(注12) た(第5図)。最高値の時期は、初めて優先順位の高い水利権への水割当がゼロとなり、その後引き上げられていった時期と一致している(前掲第4図)。それ以外でも、優先順位の高い水利権への水割当が低かった時期(06/07年度半ば, 08/09年度当初および09/10年度当初)には、いずれも水価格が高水準となっている。(注13)

こうした値上がりの結果、水割当を売却した方が米を生産するよりも収益性が高くなり、米生産農家は水を売却したのである。オーストラリア米生産者協会によると、水割当の価格が概ね100~200豪ドル以上であれば、売却した方が米作よりも収益性が高くなる。簡単な試算を示すと、例えば水田1ha当たりの水使用量1.3万トンと、平均的な水田経営面積120haの1/5に相当する水割当を前提し、価格400ドルで水割当を売却すれば、その利益は米作を数万豪ド

第6図 灌漑水の使用量(3州別、品目別)(2005/06年~2007/08年)



出所 ABS Water Use on Australian Farms(2005-06, 2006-07, 2007-08の各年版)のデータより作成

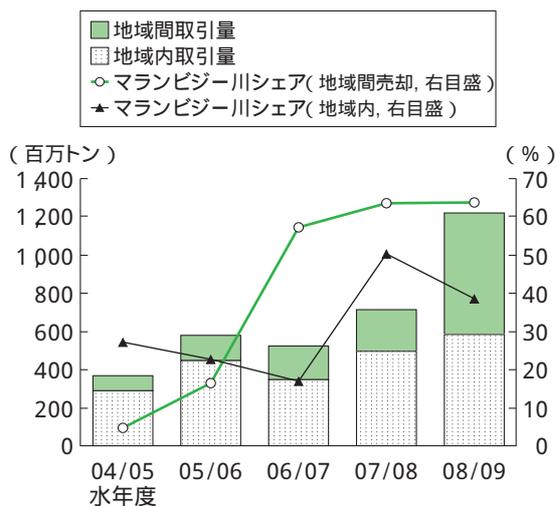
(注) 牧草・穀物は米を含まない。果物・堅果などはワイン用ブドウを含まない。

ル以上上回るとみられる。<sup>(注15)</sup>

実際、05/06年から07/08年にかけてのNSW州における品目別灌漑水使用量をみると(第6図)、米と綿花の減少が顕著であり、それ以外の品目は比較的变化が少ない。隣接するVic州やSA州は元から米と綿花の生産が少なく、対照的である。

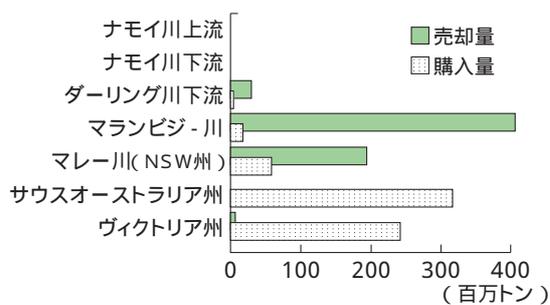
さらにこうした水取引により、水の割当は灌漑区の外へ移転されている。この数年来、NSW州では地域間水取引が拡大しており、直近の08/09年度には急拡大して地

第7図 NSW州の水取引量とマランビジー川のシェア



資料 NSW Office of Waterのデータより作成  
 (注)1 水年度は7月～6月。  
 2 水取引には地下水を含む。

第8図 NSW州の地域間水取引量 (2008/2009水年度)



資料 NSW Office of Waterのデータより作成  
 (注)1 水年度は7月～6月。  
 2 水取引には地下水を含む。

域内取引と同程度の規模に達した<sup>(注16)</sup>(第7図)。NSW州はSA州やVic州へ大幅に売越しており、その中でもマランビジー川は売越量が大きく(第8図)、08/09年は4億トン弱と、使用可能な水量の4割程度に達した。この売越量は、割当量と使用量実績の差にほぼ一致している<sup>(注17)</sup>(前掲第1表)。こうした動きに対して一時はNSW政府が州間取引<sup>(注18)</sup>を禁止した。

なお09/10年における水割当の価格は、米の作期当初には200豪ドル、現地訪問の時点では150豪ドル程度まで低下し(第5図)、水売却の米生産に対する優位性は薄れつつある。

豪州では水取引制度の整備を初めとして水政策の改革を進めており(近藤[2006])、その結果として米から他の作目への水割当の移転が可能となった。米作よりも付加価値の高い用途へと水を再配分する点で、資源の有効利用といえる。大旱魃の下でも永年作物の維持が可能となったことの意義は少なくないであろう。

(注10) 現地での聞き取りによる。ABARE (2009a, p.1)も参照。

(注11) 83/84年に導入。恒久的な水利権免許の移転にかかる取引(89年に導入)もある(NSW DWE [2009, p.6])。

(注12) 現地での聞き取りによる。マレー川の年次データ(98/99年以降)および図に示したマランビジー川の月次データ(06/07～08/09年)、日次データ(09/10年)と一致していることを確認した。現地でもマレー川の価格を使って説明を受けた例があったことから、マレー川とマランビジー川の水価格は概ね同等の水準にあるものと考えられる。

(注13) 第5図で見ると、高価格時には取引量はむしろ少ない場合が多い。いずれの時期においても水の割当が少なく先行きの割当引上げも不確実であったため、売り手市場となって高価格

につながったと考えられる。

(注14) 前年からの繰越を含めればある程度の水は売却できると想定。実際、ABARE[2009b, p.10]によれば、06/07年にマランビジー川の農家の推定4～5割が水取引を行い、その3分の2程度は売り越しであった。1ha当たりの水使用量は農家での聞き取りによる。

(注15) 仮に水売却と米作の収益性が等しくなる水価格を150豪ドルとすれば、水売却による超過利益は $(400[A\$/MI] - 150[A\$/MI]) \times 120[ha] / 5 \times 13[MI/ha] = 78,000[A\$]$ となる。なお実際には取引手数料などの費用が発生する。ABARE[2009b, pp.11-12]によれば、06/07年におけるマランビジー川の水売り手農家は平均92MLを売却しており、またマランビジー川を含む4地域の売り手農家は平均2.24～9.08万豪ドルの売却収入を得ている。しかも06/07年より後、水取引は以下に見るように大幅に拡大した。

(注16) マランビジー川の水取引量についても同様の傾向。

(注17) ただし前年からの割当繰越量との関係は不明。

(注18) NSW州からの売却先はSA州、Vic州ともマレー川流域である(NWC [2008, p.4])。マランビジー川はマレー川に合流しており、マレー川の南岸はVic州、下流はSA州に属する。

### 3 水不足への対応

#### (1) 小麦・大麦等の作付

水を売却した農家は米の代わりに小麦や大麦を生産することができる。これらの作物は米に比べて1/5～1/4の水しか必要としないからである。豪州における稲作(注19)は麦類や豆科植物(大豆、牧草等)との輪作であり、こうした転換は比較的容易である。また、NSW州立ヤンコ農業研究所によれば、塩類を含む地下水を汲み上げて米作に用いたため単収の低下がみられたという。

なお、マランビジー川流域の土地利用型農業において、米は本来最も収益性の高い

作物であるという。したがって水割当の価格が十分に下がれば農家は再び米を優先的に作付けするようになると考えられる。

(注19) 所要水量は農家での聞き取りによる。ABS[2009, p.9]の統計データとも合致している。

#### (2) 水の節約

水資源の制約が意識されるようになった80年代以降、水の節約が進んでおり、旱魃の影響を緩和している。特に重要なのは、土壌の保水力に関する基準の設定と取水量の常時監視である。厚さ3メートルの粘土層が必要とされるほか、近年は精密検査により圃場から地下への水の漏出が無いかどうかを確認している。農場にある灌漑水の取水口はその開閉など全てをマランビジー(注20)灌漑会社が管理しており、取水量は計測器で常時記録されている。取水量が多くなれば土壌調査の対象となり、改善できない場合には米の作付が禁じられる。その他にも水の再利用、圃場の平坦化といった対策が講じられている。

その結果、1985～2000年の間に米収穫量1トン当たりの灌漑水使用量は60%削減され、その半分が水利用の効率化によっている(残りの半分は単収増加によるもの。ヤンコ農業研究所による)。今回の旱魃で農家も水の節約に熱心になっているという。訪問先の米作農家は、ここ数年間の水効率改善により、今では水の割当が50～60%あればやっていけるとのことであった。さらに、水の必要量が5～10%少ない多収量の新品種が育成されており、もし2010年以降に導入されて主力品種となれば水の節約に寄与

すると期待されている。

(注20) 利用者が所有する非上場の有限株式会社。  
99年の民営化以前はNSW州政府が所有していた。

### (3) 米産業の対応

NSW州における米の集荷や加工，輸出は，生産者の所有するサンライス社<sup>(注21)</sup>（正式名は米生産者有限会社）が独占的に担って<sup>(注22)</sup>いる。

長期にわたる米取扱量の落ち込みはサンライス社にとって当然大きな問題であるが，今のところは海外の米関連事業（原材料はグローバル調達）により収益を確保しながら，米の流通・加工にかかるインフラと人員，事業ネットワークを維持しており，米の生産が回復すれば事業を元通り拡大できるとしている。米生産者にとっては，こうした安定性は生産者所有企業の利点であろう。しかしもし仮に今後も旱魃が続けば，こうしたインフラ等の維持は次第に難しくなるように思われる。

また現在，オーストラリアの幾つかの地域で新しい米産地の育成が検討されているが，ヤンコ農業研究所によれば，環境基準や土壌条件のためその機会は限られており，今後モリベリナ地方が主産地であり続ける見込みである。

(注21) 2007年に上場したが，所有は米の生産者と元生産者に限られている。

(注22) 1985年からNSW州米ボードの機能を代行。国内流通は2006年に規制緩和された。輸出の独占権も廃止されたが，これまでのところ他に免許を取得する例がない。

## 4 今後の展望

以上のとおり，オーストラリアの米生産量の本格的な回復には，NSW州リベリナ地方における灌漑水の割当回復と，水取引価格の低下（とりわけ，米の作付が決定される水年度中の早い時期）が必要であり，それには水源地域における降水量の回復が前提となる。過去の周期からみて，大旱魃はもう終わるのではないかと関係者は期待している。またその場合，ダムの貯水量回復には数年を要する見込みである。

また，たとえ旱魃が終息しても，灌漑水割当は元通りには戻らず，せいぜい水利権<sup>(注23)</sup>の70～80%であろうという。現状の水利用は持続可能でなく，環境水の不足や，水利権の過剰発行といった問題あるためである。しかも，将来の降水量は気候変動の影響から過去の80%と予測されている。こうしたことからサンライス社は生産回復目標を（過去実績の100万トンではなく）80万トンとしている。

その一方で，水の利用効率は向上が続いている。したがって水の節約と供給制約のバランスが，今後の米生産量回復を左右すると考えられる。

(注23) 実際，環境向けの水を確保するために長期平均年間取水量は水利権合計の66.4%に抑えられている（前掲第1表）。しかし，もし全体として長期平均年間取水量と同程度の割当が実現し，かつ既に行われているように灌漑会社からの上乘せが継続すれば，優先順位の低い灌漑用水にもかなりの割当が可能であろう。

<引用文献>

- Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics (ABARE)(2009a) Dealing with irrigation drought: The role of water trading in adapting to water shortages in 2007-08 in the southern Murray-Darling Basin, *research report*, 09.6, March.
- (2009b) Irrigated agriculture in the Murray-Darling Basin: a farm level analysis by region and industry, *Issues Insights*, 09.4, March.
- (2009c) Management of Irrigation Water Storages: Carryover Rights and Capacity Sharing, *research report*, 09.10, May.
- (2009d) *Australian Commodity Statistics 2009*, Canberra, December.
- (2010) *Australian Crop Report*, no. 153, February.
- Australian Bureau of Statistics (ABS) (2009) *Water Use on Australian Farms, 2007-08*, May.

- 平澤明彦(2009)「オーストラリア：不安定化する小麦輸出」『変貌する世界の穀物市場』, 121-144頁, 家の光協会, 10月.
- 近藤学(2006年)「オーストラリアの水改革：その概説」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』 3(1), 49-65頁, 3月.
- National Water Commission (NWC)(2008) *Australian Water Markets Report 2007-2008*, December, Canberra.
- New South Wales Department of Water and Energy (NSW DWE)(2009), *Water sharing in the Murrumbidgee Regulated River: Progress report 2004 to 2008*, May.
- New South Wales State Government (2008), *Water Sharing Plan for the Murrumbidgee Regulated River Water Source 2003*, last modified 21 November.
- 立岩寿一(2004)「オーストラリアに於ける米流通と米先物市場形成の可能性」『研究助成金対象論文集』, 9(19) no.13, 175-194頁, 日本商品先物振興協会.

(ひらさわ あきひこ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2009

A4判, 160頁  
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744

FAX 03(3233)7794

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行 2009年12月



## 生物多様性の保全で求められる民間参画

生物多様性条約と地域における取組み

研究員 寺林暁良

### はじめに

今年10月に愛知県名古屋市で「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という)の第10回締約国会議(以下「COP10」という)が開かれることもあり、日本でも「生物多様性」の問題が広く知られ始めている。

本稿の目的は、この問題について、その特徴や取組みに求められる視点などを論述することである。そのためにまず、生物多様性条約について概観し、生物多様性問題の特徴を明らかにする。次に、実際の取組事例からの示唆を踏まえ、民間分野が地域レベルで生物多様性の保全に取り組むことの意義を考察する。

### 1 生物多様性と生物多様性条約

ここでは、生物多様性や生物多様性条約、COP10について、要点のみを簡潔に確認しておこう。

#### (1) 生物多様性条約とその目的

生物多様性条約は、1992年の「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット、

UNCED)」を契機として採択され、93年12月に発効した条約である。10年3月現在、193か国が締約しているが、アメリカは未締約となっている。

同条約は、次の3つの目的を置いている。第1に、「生物多様性の保全」である。同条約では生物多様性を種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性の3つのレベルで定義している(第1表)。これら3つのレベルからなる生物多様性を保全するという目的は、同条約の基本であるといえるだろう。

第2に、「生物資源の持続可能な利用」である。これは、人間が生物多様性から様々なモノ・サービス(後述の「生態系サービス」を参照)を享受していることに基づき、生物多様性について科学的分析を行い、その復元力・回復力の範囲内で持続的

第1表 生物多様性の3つのレベル

遺伝子の多様性	・同種内でも多様な遺伝的特徴を持つものがあること ・同種でも地域の個体群ごとに遺伝的特徴が異なること
種の多様性	・一つの生育場所内に多様な生物種があること ・生育場所が異なることにより多様な生物種があること
生態系の多様性	・物理的環境と生物との相互作用によって形成される生態系が多様であること

にそれを利用するための国際的なルールを作ろうというものである。

第3に、「<sup>(注1)</sup>遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ<sup>こうへい</sup>衡平な配分」であり、「ABS」(Access Benefit Sharing, 遺伝資源へのアクセスと利益配分)の問題として知られている。これまで先進国の企業等は、木材や水産物、医薬品・化粧品素材などの遺伝資源を、資源国への配慮を欠いたままに利用してきた傾向がある。これに対して資源国側は、「<sup>(注2)</sup>知的財産権」や「土地利用権」を主張し、先進国の企業等が遺伝資源の利用から得た収益を公正・衡平な形で資源国に還元するよう、強く要請しているのである。つまりこれは、生物資源をめぐる先進国と資源国との間の政治的、経済的な問題を解決するための目的である。

第1の目的である生物多様性の保全だけではなく、第2、第3の目的のような生物多様性の「利用」にかかる目的が置かれていることから分かるように、同条約が目指すのは、いわゆる「自然保護」ではない(第2表)。同条約は、生物多様性と人間の関係を「環境が開発か」という二項対立でとらえるのではなく、いかにそれらを両立させて生物多様性の持続的かつ公正・衡平な利用を行うかという社会的側面に主眼が<sup>(注3)</sup>向けられているのである。

また、同条約の締約国会議では、あわせて遺伝子組換え生物に関する取り決めである「カルタヘナ議定書」の締約国会合が<sup>(注4)</sup>開かれることになっている。

(注1) 遺伝資源という用語は、特に食品、化粧品、園芸、医薬品などの分野での資源利用をめぐる先進国企業と原産国政府間の問題を論じる際に使われるが、生物資源などの他の用語との使い分けは曖昧である(森岡〔2009〕)。

(注2) ここでいう知的財産権とは、資源国の地域社会が共有する、野草の薬効に関する知識などを指す。

(注3) 生物多様性とセットで使われる「保全(conservation)」という用語自体、「賢明かつ効率的に利用できる状態に保つ」という意味をもち、手つかずの状態を保つという意味の「保存(preservation)」や「保護(protection)」とは異なるとされる(ナッシュ〔1999〕)。

(注4) カルタヘナ議定書(「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」)は、遺伝子組換え生物の国際取引を規制する法的拘束力のある議定書で、03年に発効した。今秋のCOP10でも、それに合わせて10月11日から15日までカルタヘナ議定書第5回締約国会合(MOP5)が開かれる。

## (2) COP10の議題

10月18日から29日まで愛知県名古屋市で開催されるCOP10は、以下にあげるような重要な議論がなされる予定であり、今後の生物多様性条約、あるいは生物多様性の保全の方向にとって重要な会議として注目を集めている。

第1に、02年のCOP6で立てられた「2010年目標」の達成度評価が行われ、向こう10年の新たな目標が立てられることになっている。2010年目標は「生物多様性の損失を顕著に減少させる」という非常に曖昧な表現のものであり、暫定的に「森林面積」や「種の絶滅速度」が生物多様性の指標とされた。しかし、これらは悪化の一途をたどっており、新たな10年目標では、さらに具体的な目標立てが必要とされると思われる。それがどのような内容になるのか、

また、生物多様性の保全状況を示すために具体的にどのような指標が提示されるのかが注目される。

第2に、この会議が上述のABS問題に関する交渉の期限とされている。資源国や環境NGOは、先進国の企業等による資源の一方的利用に対して罰則付き枠組みの制定を強く求めている。そのため、遺伝資源を大量に輸入する日本も、その議論の動向とは無関係ではない。

第3に、民間企業や地域社会が生物多様性の保全に取り組むことをさらに強く要求する、との議決がなされることが予定されている。民間企業に対しては、原材料の調達<sup>(注5)</sup>が生物多様性に大きな関係を持つことからCOP8から参画が進められているが、環境技術の開発や環境CSRを通じたさらなる参画が訴えられると思われる。また、地方自治体や地域コミュニティに対しては、知恵や慣習に基づいた自然資源の利用・管理が行われてきた日本の「里山」の事例から、地域レベルで生物多様性を見直すことの重要性が強調されることが予定されている<sup>(注6)</sup>。

(注5) COP8では、初めて企業の生物多様性保全への参画を促す議決が行われた。また、COP9では、「企業と生物多様性に関するイニシアティブ」に世界の34社(日本からは9社)が参加し、生物多様性保全に関する「リーダーシップ宣言」に署名した。

(注6) 日本の農山漁村では、人間の生活との相互作用から豊かな生物多様性が育まれてきたとされる。環境省は、地域の社会、経済のあり方から生物多様性を考える取組みを、「SATOYAMAイニシアティブ」と名づけ、COP10に向けて一般にも取組みを始めるようPRを行っている。

## 2 多元的で複雑な生物多様性の保全

以上、生物多様性やCOP10の概要を簡単に確認した。生物多様性条約では、企業等の民間分野が生物多様性の保全に参画することを求め始めているが、実際に民間分野ではどのような取組みを行うことができるのだろうか。

環境問題の取組みとしては、民間でも「地球温暖化問題」への取組みが広く行われているが、「生物多様性問題」の場合、これとは大きく異なるアプローチが必要になると思われる。それは、第2表のように、両者には大きな相違点があるためである。

地球温暖化問題の場合は、「温室効果ガス排出量」のように、数値で一元的に示すことができる指標がある。しかし、生物多様性の場合、一つの指標によってその状態を示すことができない。それは、遺伝子、種、生態系という各段階について、「量」だけでなく「質」の面からも評価する必要があり、また、ある種が生態系にどのような役割を果たしているのかなど、科学的に解明されていないことも多いためである。

第2表 2つの環境問題の相違点

	地球温暖化問題	生物多様性問題
物理的指標	温室効果ガスの排出量(一元的, 量的)	遺伝子, 種, 生態系の多様性(多元的, 質的)
社会的目標	気候安定(グローバルに共有可能)	様々な生態系サービスの享受(多元的でローカルな価値)
具体的取組み	省エネ技術開発 排出権取引市場など	環境, 社会の状況に合わせた地域的取組み

そして、社会的な側面からは、生物多様性の価値が多様であることを指摘しなくてはならない(第3表)。「生態系サービス」は、生物多様性の価値を体系的に示したもののだが、ここでは食料などの「供給サービス」や気候調整などの「調整サービス」、教育的価値などの「文化的サービス」といったように、様々な価値が想定されている(Millennium Ecosystem Assessment〔2005〕)。そのため、同じ森林でもある地域では木材生産が、ある地域では水源涵養林としての機能が、またある地域では両者の兼ね合いが重要、というように個別事例ごとに優先される価値が異なる。しかも、気候調節や教育的価値などは、金額換算による客観的評価が難しい。これも、グローバルに共有しやすい目標を持つ温暖化問題とは異なる点である。

このように、生物多様性問題は、評価のための指標づくりが難しく、その価値も多元的である。これは、指標や取り組み成果を

第3表 生物多様性がもたらす生態系サービス

供給サービス		
・食料 ・繊維	・生化学物質 ・医薬品	・遺伝子資源 ・淡水
調整サービス		
・大気質の調節 ・気候の調節 ・土壌浸食抑制	・疾病の予防 ・自然災害防護	・水質の浄化 ・花粉媒介
文化的サービス		
・文化多様性 ・精神的価値 ・知識体系	・景観 ・社会的関係 ・文化遺産価値	・教育的価値 ・エコツーリズム ・レクリエーション
基盤サービス		
・土壌形成 ・光合成	・栄養塩循環 ・水循環	・一次生産

資料 Millennium Ecosystem Assessment(2005)より作成

示しやすい地球温暖化問題が企業等の民間レベルでも広く取り組みが行われているのに対して、指標や価値が多元的で複雑な生物多様性問題がこれまで民間レベルの取り組みにつながりにくかった理由としても理解できる。民間レベルで生物多様性問題に取り組む場合、生態系の状態や優先される価値など、複雑な状況に合わせて取り組みの方向性を探らなくてはならないといえるだろう。

### 3 生物多様性保全の 民間レベルの取り組み

それでは、生物多様性問題が多元的で複雑であるなかで、実際、民間レベルではこれにどのように取り組めるのであろうか。また、企業等がこれに取り組むことの意義はどこにあるのだろうか。以下では事例をもとに、その内容や取り組むことによる効果を検証する。

日本では、93年に生物多様性条約を批准して以来、「生物多様性国家戦略」(95年第1次,02年第2次,07年第3次)が策定され、08年には「生物多様性基本法」が施行されている。同法は、民間の企業などに対して法的強制力や罰則等を設けているわけではない。ただし、09年4月に日本経団連が「生物多様性宣言」、8月に環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン」を発表するなど、民間にも生物多様性の保全への参画を求める動きが広がっている。

(1) 国内の企業の取組み

「生物多様性」という言葉が浸透するに  
したがって、これまで行ってきた環境CSRを  
生物多様性への取組みと読みかえるなどし  
ながら、生物多様性の保全に取り組んでい  
ることをアピールする企業も増えている。  
前述の「生物多様性民間参画ガイドライン」  
では、各業種から選ばれた23社の生物多様  
性保全への取組事例が紹介されている。

各社の取組内容の特徴は、生物多様性に  
配慮した農林水産業やエコ・ツーリズムの  
ように、地域に根ざした取組みがその大半  
を占めていることである(第4表)。企業  
が生物多様性の保全に取り組む場合、自社  
の原材料の調達地域(サプライチェーンの  
川上)など、具体的な地域での個別の課題  
解決が目指されることが多い。そのため、  
取組みが地域レベルになることは必然だと  
いえるだろう。

また、農林漁業者や地域住民、NPOな  
どの多様な主体との連携・協働が多いこと  
も特徴である。地域の多様な主体と連携・  
協働を行うことにより、企業が求める経済

第4表 「生物多様性民間参画ガイドライン」に  
みる企業の生物多様性への取組内容

	取組数
生物多様性に配慮した農林漁業	8(6)
生物多様性に配慮した建設・造園	3
エコ・ツーリズム	2
地域環境保全活動	4(1)
生物多様性に配慮した商品調達	3
その他	3
うち協働, 連携のある数	12(7)
農林漁業者・地域住民	7(3)
市民団体(NPO・NGO)	8(4)

資料 環境省自然環境局(2009)より作成  
(注) ( )内数字は、海外での取組数を表す。

的価値と、地域の利害関係者にとっての  
様々な価値(環境教育や文化保全、食の安全  
など)との両立が目指されていることがう  
かがわれる。

さらに、表には示していないが、木材や  
コーヒーの生産などの4事例では、生物多  
様性に取り組みながら生産を行っているこ  
とに対して、商品に「認証」を付けて消費  
者の選択をうながしている。このように、  
商品への付加価値へと還元している場合も  
少なくない。

このように、企業が環境CSRとして生物  
多様性の保全に取り組む場合、生物多様性  
の劣化を防ぐという「環境貢献」だけでは  
なく、利害関係者との連携・協働を通じて  
地域社会にとっての価値を実現するという  
「地域貢献」を兼ねることも多い。そして、  
これらの貢献を商品価値に還元することに  
よって経済的なメリットにつなげているこ  
とも特徴だろう。つまり、生物多様性の保  
全は、地域密着や商品価値の向上といった  
戦略と平行した取組みとなりうる。

(2) 農協・信金の取組み

それでは、本来地域を基盤としてきた農  
協および信金は、どのような取組みを行っ  
ているのだろうか。以下に、様々な目的か  
ら生物多様性の保全に取り組んでいる2つ  
の事例を紹介する。<sup>(注7)</sup>

(注7) ここで取り上げる2つの事例については、  
寺林(2010)と渡部・寺林(2009)もあわせて  
参照されたい。

a JAグリーン近江の「魚のゆりかご水田」滋賀県のグリーン近江農業協同組合（以下「農協」という）は、営農指導や地域指導、米の販売を通じて、<sup>ひがしおうみ</sup>東近江市栗見出在家町（以下「町」という）の「魚のゆりかご水田」の取組みを推進している。

「魚のゆりかご水田」プロジェクトは、60～70年代の圃場整備以前に琵琶湖周辺の水田が持っていた湖魚の産卵・生育場所としての機能を復活させるため、県が01年に始めた取組みである。琵琶湖と水田を結ぶ水路に魚道を設置することによって、フナやナマズ、コイなどの湖魚が水田で繁殖できるようにするのである。

農協と町は、06年から「魚のゆりかご水田」に取り組みしており、その規模は、09年には20haとなっている。

「魚のゆりかご水田米」の取組みで生産された米は、生物多様性の保全に貢献し、農薬や化学肥料の使用を抑えた安全・安心な米としてブランド化され、販売契約を行う大型量販店で平均的な値段よりも高く販売されている。また、取組みには農林水産省の「農地水環境保全向上対策」の補助金を利用し、通常の営農暦に合わせて行われるため、農家の負荷もそれほど大きくないことも特徴である。

また、この取組みでは、住民参加や地域活性化といった社会的な効果も重視されている。町の約100戸のうち、農家世帯は約8割であるが、「魚のゆりかご水田」は、農家以外も合わせて町内会の全戸で行っている。「魚のゆりかご水田」の取組みの主

な作業は、魚道作りや<sup>せきいた</sup>堰板の設置などであるが、魚の観察会、環境勉強会など、子どもの環境教育の取組みも行われている。圃場整備以前の水田を知る人は、誰もが水田で魚をつかんで遊んだり、それを食べたりといった体験を持っているが、そのような水田と地域社会のつながりを子ども世代にも受け渡すことも目的としている。そして、農協と町が一体となって取組みを行うことで、両者の信頼関係も深まっている。

このように、「魚のゆりかご水田」の取組みは、環境ブランド米として、米への付加価値だけではなく、人と人、人と組織、人と環境のつながりを強化する効果も生んでおり、それを将来世代に受け渡す役割も果たしているのである。

#### b のと共栄信金の森づくり定期預金

##### 「やまもり」

<sup>ななお</sup>石川県七尾市に本店を置く、のと共栄信用金庫（以下「信金」という）は、「地域社会の一員であること」を地域金融機関の原点と位置付け、様々な地域貢献活動を行っている。その一つとして08年度から始めたのが、能登の森づくり定期預金「やまもり」である。

「やまもり」は、定期預金に金利上乗せを実施した上で預金者が受取利息の5%、信金が預金総額の0.03%を「森づくりファンド」へ寄付するものである。そして、県有林3haを借り入れ、職員とその家族や地元NPO・ボランティアなどが連携・協働して、間伐や枝打ち、植林などの事業を行っ

たり、環境学習の活動資金としたりするのである。

信金は、この取組みに、地球温暖化防止や水源涵養、山地災害防止、土壌形成、生物多様性の保全といった環境保全の効果だけではなく、地域づくりの意味も持たせている。信金が基盤とする能登地域は、典型的な高齢・過疎地域である。能登の人口は、09年10月推計で約21.3万人だが、65歳以上の高齢者の割合が33.5%となっており、人口も04年から09年の5年間で15,836人減少している。<sup>(注8)</sup>こうした現状のなか、能登の豊かな森を再生することによって、良好な景観を観光資源として生かす、海への栄養供給を通して水産業を盛り立てる、環境教育によって能登の良さを次世代に伝える、「ふるさと」としての能登の魅力を高め、多くの人に能登への愛着を持ってもらう、という効果もねらっているのである。

「やまもり」は、初年度の08年度には200億円を完売し、09年度も12月末時点で150億円を完売するなど、金融商品としても大きな成果を挙げている。また、環境保全や地域づくりという主旨に賛同する新たな顧客層の獲得にもつながっており、信金の地域密着型の経営にとっても重要な役割を果たしている。

(注8) 石川県(2009)を参照。

### (3) 各取組みの効果のまとめ

以上の事例は、企業や農協・信金が生物多様性の保全に取り組むことが、単に環境問題への対応にとどまらず、社会や経済に

対する様々な効果を生むことを示している。

生物多様性保全の取組みは、地域の生物多様性の保全に貢献してことをアピールすることで商品に付加価値をつけ、他商品との差別化を図ることにつながる。

しかし、取組みの効果は、このような「経済的なフロー」に対するものにとどまらない。この取組みで特に重視すべきなのは、「地域貢献」という形で表れる、「社会的なストック」に対する効果である。すなわち、生物多様性の保全は、地域社会に対して環境教育や景観形成、地域文化の保全といった様々な利益をもたらす、地域社会の<sup>ちゅうたい</sup>紐帯を再生、強化することにもつながる。これらの社会的なストックは、少子高齢化や後継者不足などの多くの課題を抱える地域社会の持続可能性を考えた場合にも無視できない。

そして、企業や農協・信金がこうした取組みのなかで中心的な役割を果たすことによって、地域社会との間で信頼関係の強化につながる点も重要である。

## おわりに

今秋、愛知県名古屋市でCOP10が開かれることもあり、生物多様性という言葉がますます広く知られることになると思われるが、これにつれて民間分野による生物多様性保全への参画にも大きな注目が集まることが予想される。

生物多様性の保全は、生態系の評価の仕方や社会にとっての価値が多面的・複雑で

あり、利害関係者との間で連携・協働を行いながら地域レベルの課題と向き合わなければならないため、多くの時間や労力が必要になる。

しかし今日、企業にはCSRへの取り組みが求められ、農協などには地域環境保全や地域社会への貢献が期待されているという状況もある。<sup>(注9)</sup> こうしたなか、生物多様性への取り組みは、「環境保全」と「地域貢献」の両面を備えるため、これらに込めていくための有効なアプローチとなりえる。また、生物多様性の取り組みが地域社会の様々なストックを増やすことにもつながっていることは、特に地域社会を存在基盤とする協同組合の将来を展望するうえでも軽視できない。

神野(2010)は、現在各地の自治体で進む「緑の分権改革」<sup>(注10)</sup>を「地域固有の自然資源と文化資源とから、地域での生活を維持発展させていく」ものであると述べている。生物多様性の取り組みは、地域の「環境」「産業」「社会」の持続可能性を一体的にとらえることによって、自然資源や文化資源、人的資源などの地域資源が持つ様々な可能性を見いだしていくことにつながる。そのため、これは各地域が今後自立的に社会や

経済の活性化を促すうえで、多くの意義をもちうると思われる。

(注9) 農協に目を転じてみても、「地域の自然環境の保護」や「地域コミュニティの維持・活性化」には、組合員やそれ以外の地域住民から高い期待が寄せられている(齊藤〔2009〕)。

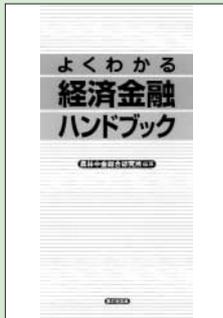
(注10) 「緑の分権改革」は、09年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」のなかにも位置付けられており、地域が「環境」を軸として主体的に活性化を目指す取り組みをいう。

#### 参考文献

- ・石川県県民文化局県民交流課統計情報室(2009)『石川県の年齢別推計人口』
- ・環境省自然環境局(2009)『生物多様性民間参画ガイドライン』
- ・齊藤由理子(2009)「組合員・地域住民の意識にみる農協の組合員制度の方向性」『農林金融』7月号, 15~28頁
- ・神野直彦(2010)「緑の分権改革 地域の生活を再創造」『日本農業新聞』3月8日付
- ・寺林暁良(2010)「魚のゆりかご水田による環境再生・地域再生 JAグリーン近江と栗見出在家町」『農中総研 調査と情報』1月号, 16~17頁
- ・ナッシュ, R. F. (1999), 『自然の権利』(松野弘訳) ちくま書店, R. F. Nash (1990) The Right of Nature, Madison: The University of Wisconsin Press.
- ・森岡一(2009)『生物遺伝資源のゆくえ 知的財産制度からみた生物多様性条約』三和書籍
- ・渡部喜智・寺林暁良(2009)「のと共栄信金の「地域と共に」のための経営力アップ策」『金融市場』12月号, 26~27頁
- ・Millennium Ecosystem Assessment (2005) Ecosystem and Human Well-being: Synthesis, Washington D.C.: Island Press.

(てらばやし あきら)

## 発刊のお知らせ



# よくわかる経済金融ハンドブック

農林中金総合研究所 編著

B5判160頁 定価1,890円(税込)家の光協会

日本と世界の経済・金融事情は多くの要素が複雑に関連し日々、新たな局面を示している。こうした動向を的確に判断するには、経済・金融に対する基本的な事項を理解し、相互の関連性をとらえることが求められている。

本書は、難解と思われがちな各種の経済・金融に関する62テーマについて豊富な図表を活用してわかりやすく解説し、あわせて用語解説集も収録した。ワンテーマを2ページの見開きで解説しているため、経済・金融を理解するうえで、多くの方々にとって参考になるとと思われる。関心のある方々に是非ご高覧いただきたい。

### 目 次

第1章 わが国の経済の見方	日本経済の動向	国内総生産(GDP)の見方	国際収支の動き など
第2章 海外経済の見方	世界経済の動き	米国経済の概要	欧州経済の概要 など
第3章 財政政策の見方	財政政策の役割	わが国の財政運営, 予算編成	高齢化と財政 など
第4章 金融政策の見方	中央銀行の役割	日本銀行の仕組み	金融政策運営の枠組み など
第5章 金融市場の見方	金融の果たす役割・機能	金融市場と金融機関	わが国をめぐるマネーの動き など
第6章 金融規制の見方	自己資本比率規制	預・貯金保険制度	監督当局による金融検査 など
巻末	用語解説集		

購入申込先……………(社)家の光協会 TEL 03-3266-9029  
お問い合わせ……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7760  
調査第二部 FAX 03-3233-7795

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(57)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(57)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(57)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(58)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(58)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(58)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(60)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(60)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(61)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3233)7746

FAX 03(3233)7794

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少  
「\*」訂正数字

## 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2005. 2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
2006. 2	40,731,179	4,783,256	23,428,922	3,872,728	42,751,021	12,428,391	9,891,217	68,943,357
2007. 2	40,717,607	4,500,818	21,320,717	831,338	41,921,827	13,200,079	10,585,898	66,539,142
2008. 2	39,266,433	4,802,045	16,623,127	1,132,129	38,715,059	9,993,306	10,851,111	60,691,605
2009. 2	38,560,404	5,219,717	19,149,106	3,077,530	40,153,251	10,379,042	9,319,404	62,929,227
2009. 9	37,973,708	5,441,135	24,055,465	1,156,375	43,158,694	11,594,985	11,560,254	67,470,308
10	38,548,341	5,474,811	23,218,242	1,688,095	44,606,785	11,941,346	9,005,168	67,241,394
11	38,565,312	5,503,856	21,904,191	1,329,660	43,097,192	12,051,042	9,495,465	65,973,359
12	39,148,992	5,530,290	23,126,522	1,167,264	45,880,590	11,793,266	8,964,684	67,805,804
2010. 1	38,609,195	5,554,523	22,886,442	1,142,581	45,240,153	11,804,206	8,863,220	67,050,160
2	38,550,843	5,584,046	22,349,572	1,232,367	44,836,889	12,000,502	8,414,703	66,484,461

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,353,130	-	420,432	816	103,865	-	31,878,243
水産団体	1,144,695	-	68,627	9	3,304	-	1,216,635
森林団体	1,498	30	17,150	26	84	-	18,788
その他会員	655	-	2,944	0	-	-	3,600
会員計	32,499,977	30	509,154	851	107,254	-	33,117,266
会員以外の者計	986,596	60,391	299,241	68,495	4,004,090	14,765	5,433,578
<b>合計</b>	<b>33,486,573</b>	<b>60,421</b>	<b>808,394</b>	<b>69,346</b>	<b>4,111,344</b>	<b>14,765</b>	<b>38,550,844</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 228,510百万円。

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	51,853	3,820	186,872	0	242,545
	開拓団体	182	18	-	-	200
	水産団体	13,334	3,609	9,987	-	26,930
	森林団体	2,698	8,189	2,371	79	13,336
	その他会員	678	244	130	-	1,052
	会員小計	68,744	15,880	199,359	79	284,062
	その他系統団体等小計	134,377	25,649	43,090	44	203,160
<b>計</b>	<b>203,121</b>	<b>41,529</b>	<b>242,449</b>	<b>123</b>	<b>487,222</b>	
関連産業	2,044,850	44,090	1,218,552	7,456	3,314,948	
その他	8,037,540	7,055	153,688	50	8,198,333	
<b>合計</b>	<b>10,285,511</b>	<b>92,674</b>	<b>1,614,689</b>	<b>7,629</b>	<b>12,000,503</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2009. 9	5,341,999	32,631,709	37,973,708	1,000	5,441,135
10	5,583,802	32,964,539	38,548,341	0	5,474,811
11	5,759,047	32,806,265	38,565,312	0	5,503,856
12	5,836,448	33,312,544	39,148,992	14,000	5,530,290
2010. 1	5,279,383	33,329,812	38,609,195	0	5,554,523
2	5,054,662	33,496,181	38,550,843	500	5,584,046
2009. 2	6,731,580	31,828,824	38,560,404	3,200	5,219,717

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2009. 9	119,883	1,036,491	43,158,694	14,914,816	2,047	0	89,950
10	66,662	1,621,433	44,606,785	15,050,615	2,030	0	92,375
11	103,034	1,226,625	43,097,192	14,786,452	1,040	0	94,732
12	57,803	1,109,461	45,880,590	15,664,071	2,051	0	95,189
2010. 1	60,586	1,081,995	45,240,153	15,633,661	2,038	0	92,479
2	81,543	1,150,823	44,836,889	15,316,171	34	0	92,673
2009. 2	82,498	2,995,031	40,153,251	14,328,706	11,707	0	102,524

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	出 資 金
	貯 金	計	譲 渡 性 貯 金		
2009. 9	51,213,402	49,617,295	651,201	613,996	1,535,316
10	51,424,762	49,695,394	694,905	613,994	1,535,896
11	51,271,710	49,610,623	691,682	613,991	1,536,997
12	52,005,030	50,006,374	676,273	615,194	1,537,275
2010. 1	51,543,363	49,847,394	721,839	615,193	1,537,915
2	51,709,139	49,852,773	762,153	640,194	1,538,356
2009. 2	51,538,775	49,662,361	470,665	413,288	1,398,610

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2009. 8	25,147,212	59,586,636	84,733,848	534,856	367,256
9	24,925,739	59,200,596	84,126,335	544,268	374,294
10	25,612,368	58,961,758	84,574,126	545,032	373,248
11	25,192,711	59,244,801	84,437,512	528,769	357,871
12	25,564,702	59,740,982	85,305,684	512,139	342,493
2010. 1	25,106,983	59,666,507	84,773,490	534,261	364,280
2009. 1	24,673,785	58,687,695	83,361,480	541,734	376,809

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
684,000	4,777,871	3,425,909	15,166,685	67,470,308
761,000	4,643,527	3,425,909	14,387,806	67,241,394
856,700	4,658,322	3,425,909	12,963,260	65,973,359
510,602	5,299,317	3,425,909	13,876,694	67,805,804
608,694	4,725,958	3,425,909	14,125,881	67,050,160
672,000	4,871,171	3,425,909	13,379,992	66,484,461
664,000	4,709,636	2,040,833	11,731,437	62,929,227

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,890,537	1,607,635	6,862	11,594,985	1,535,386	10,022,822	67,470,308
10,169,266	1,671,325	8,379	11,941,346	1,618,571	7,384,567	67,241,394
10,264,030	1,685,364	6,914	12,051,042	1,545,875	7,948,551	65,973,359
10,006,930	1,682,872	8,274	11,793,266	1,616,594	7,346,039	67,805,804
10,050,666	1,652,818	8,242	11,804,206	1,154,900	7,706,282	67,050,160
10,285,511	1,614,688	7,629	12,000,502	1,236,448	7,178,222	66,484,461
8,152,960	2,108,406	15,150	10,379,042	1,545,163	7,762,535	62,929,227

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
62,875	28,736,594	28,619,029	0	409,504	16,743,417	7,041,607	1,523,598
59,371	28,637,188	28,541,887	10,000	399,003	17,028,504	7,255,510	1,520,144
61,072	28,512,284	28,409,250	0	392,399	16,960,679	7,207,815	1,530,466
101,878	29,504,686	29,410,053	0	396,900	16,706,027	7,194,015	1,522,571
62,958	29,063,742	28,970,252	0	385,744	16,808,429	7,230,771	1,530,389
57,876	29,219,464	29,128,381	0	381,091	16,940,698	7,175,073	1,531,406
77,161	29,723,098	29,599,011	0	406,244	16,706,720	6,938,923	1,266,582

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 ( 農 貸 付 金 )	
391,590	57,105,783	56,863,777	4,865,093	1,538,573	23,882,404	270,078	740
387,601	56,606,144	56,364,402	4,838,732	1,521,051	23,875,097	269,175	740
372,881	56,834,627	56,607,389	4,944,754	1,619,044	23,852,066	268,945	736
392,189	56,661,769	56,445,095	4,926,166	1,594,103	23,846,095	258,728	736
435,461	57,615,928	57,393,065	4,868,974	1,551,636	23,761,759	256,889	736
375,014	56,955,772	56,755,969	4,959,200	1,627,779	23,739,217	256,339	733
377,880	56,779,192	56,524,197	4,850,007	1,518,527	22,813,877	271,471	758

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2009. 11	2,025,104	1,376,854	3,437	56,442	14,556	1,274,898	1,250,896	161,087	593,473	
12	2,041,115	1,384,706	3,436	56,446	12,866	1,293,685	1,265,349	161,803	594,035	
2010. 1	2,013,328	1,377,071	3,436	56,446	13,841	1,271,282	1,246,148	162,618	585,589	
2	2,007,879	1,368,960	3,435	56,448	12,676	1,269,151	1,245,403	164,185	581,816	
2009. 2	2,033,224	1,375,574	3,543	54,469	13,249	1,292,711	1,265,670	169,162	592,460	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農資金)		
2009. 9	894,127	507,029	158,550	118,805	118,274	8,371	843,282	831,966	4,800	226,684	8,928	163	
10	931,396	530,688	159,335	117,425	118,349	7,934	877,584	866,227	4,800	226,760	9,034	163	
11	910,325	510,460	151,799	111,526	118,402	8,152	862,851	850,703	4,800	219,838	7,783	163	
12	908,600	511,636	144,087	107,575	117,923	8,158	859,582	848,753	4,800	216,932	8,548	162	
2008. 12	915,455	517,470	158,545	120,627	119,492	7,920	875,948	862,113	6,780	226,971	7,563	170	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金(2009年4月より共済借入金を含まない)。  
 4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金(2009年4月より共済貸付金を含まない)。



